

平成19年第2回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成19年3月7日(水曜日)

議事日程 第1号

平成19年3月7日(水曜日) 午前10時開議

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 議長諸報告 | |
| 日程第4 | 請願・陳情文書表 | |
| 日程第5 | 行政報告 | |
| 日程第6 | 諮問第1号 | 人権擁護委員の候補者の推せんにつき意見を求めることについて |
| 日程第7 | 議案第5号 | 町道路線認定について |
| | 議案第6号 | 町道路線廃止について |
| 日程第8 | 議案第7号 | 字の区域の変更について |
| 日程第9 | 議案第8号 | みなかみ町副町長の定数を定める条例について |
| | 議案第9号 | みなかみ町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例について |
| | 議案第10号 | みなかみ町普通財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第11号 | みなかみ町税条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第12号 | みなかみ町特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第13号 | みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第14号 | みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第15号 | みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第16号 | みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第17号 | みなかみ町営温泉センター「三峰の湯」条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第18号 | みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第19号 | 利根西部福祉作業所条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第20号 | みなかみ町生きがい対応型デイサービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第21号 | 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について |
| | 議案第22号 | 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について |
| | 議案第23号 | 利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について |

	議案第24号	利根沼田学校組合の規約変更に関する協議について
日程第19	議案第25号	三峰山トンネルの電気設備等の維持管理に係る事務の委託に関する規約の決定に関する協議について
日程第20	議案第26号	平成18年度みなかみ町一般会計補正予算(第5号)について
	議案第27号	平成18年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
	議案第28号	平成18年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第4号)について
	議案第29号	平成18年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第4号)について
	議案第30号	平成18年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
	議案第31号	平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第5号)について
	議案第32号	平成18年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)について
	議案第33号	平成18年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計補正予算(第2号)について
	議案第34号	平成18年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)について
	議案第35号	平成18年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第3号)について
日程第21	議案第36号	平成19年度みなかみ町一般会計予算について
	議案第37号	平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
	議案第38号	平成19年度みなかみ町老人保健特別会計予算について
	議案第39号	平成19年度みなかみ町介護保険特別会計予算について
	議案第40号	平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算について
	議案第41号	平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について
	議案第42号	平成19年度みなかみ町水道事業会計予算について
	議案第43号	平成19年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算について
	議案第44号	平成19年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について
	議案第45号	平成19年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算について
	議案第46号	平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計予算について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（23人）

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苺清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	12番	小野章一君
13番	中村正君	14番	鈴木幸久君
15番	河合幸雄君	16番	鈴木勲君
17番	森下直君	18番	根津公安君
19番	速水一浩君	20番	本多秀律君
21番	倉澤長男君	22番	阿部源三君
23番	傳田創司君		

欠席議員 なし

会議録署名議員

8番	穂苺清一君	18番	根津公安君
----	-------	-----	-------

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	矢野義夫	議事係長	林和也
書記	深代和恵		

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	助役	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	櫛渕哲夫君	水上支所長	阿部正一君
新治支所長	石坂一美君	財政課長	木村一夫君
地域振興課長	林昭君	税務課長	林文博君
保健福祉課長	原澤和己君	環境課長	阿部正君
農政課長	阿部行雄君	観光商工課長	阿部一司君
建設課長	鈴木初夫君	都市計画課長	若桑一雄君
学校教育課長	小泉行夫君	上下水道課長	青山実君
生涯学習課長	宮下達男君		

開 会

午前10時開会

議長（傳田創司君） おはようございます。

記録的な暖冬でありました、みなかみ町の冬も間もなくお彼岸を迎えます。

今年は里はもちろん近くの山々にも雪がなく、春の訪れが早く、ちらほらとうぐいすの囀り、梅、桜の花の便りまで耳にする今日この頃であります。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は、23名で定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより平成19年第2回（3月）みなかみ町議会定例会を開会いたします。

議長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。

- ※ 暫時休憩中に、22番阿部源三議員が、群馬県町村議会議長会（議員23年表彰）から、また、21番倉澤長男議員が、全国町村議会議長会（議員15年表彰）及び群馬県知事（自治功労）から、表彰され、伝達式が行われた。
-

議長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

町長あいさつ

議長（傳田創司君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 平成19年3月定例議会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

ただ今は、阿部源三議員には群馬県町村議長会から、さらに倉澤長男議員におかれては、全国町村議長会並びに群馬県知事から表彰を受けられまして、誠におめでとうございます。心よりお祝いを申し上げます。

阿部源三議員におかれましては、23年の長きに亘りまして、月夜野町議会議員、さらには、みなかみ町議会議員として、ご活躍をいただいております。

倉澤長男議員には、15年の長きに亘りまして、同じくご活躍をいただいているわけですが、両先輩におかれましては、地方自治の振興発展のために、そしてまた、みなかみ町の発展のために第一線でご活躍をいただいております。

ご両人のご活躍で、住民福祉の向上がここに図られているわけですが、そのご苦勞に重ねて感謝を申し上げる次第であります。

これからの地方自治は、まさに多難の時代でありますけれども、第一線に立たれまして、みなかみ町発展のためにぜひご活躍を願いたいと心よりお願い申し上げます。

さて、議員各位におかれましては、何かとご多用中にもかかわらず、定例会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

3月の声を聞きますと、いよいよ生命の息吹を感じます。可憐な梅の花に始まり、福寿草や水仙、さらには桜前線へと季節が移り変わり、すべてが、ここから始まる喜びと清々しい気分にさせてくれます。

日本の経済情勢は、「いざなぎ景気」を超えて、戦後最長の景気拡大が続いていると言われておりますが、中山間地の地方では実感できない状況にあります。

本町では観光産業の低迷により、法人税や個人住民税等が減少し、その傾向に歯止めが掛けられない実態にあります。

町の主産業は観光産業であることから、町税は、観光関連企業による固定資産税・入湯税等の納税が大きな比率を占めておりますが、「観光産業は景気の悪化を敏感に受け、回復の恩恵は一番遅い」と言われるように、景気回復の波及効果は未だありません。

したがって、自主財源の柱である町税の増収は、残念ながら見込めない状況にあります。

しかし、機械等の製造業では景気回復と自助努力によって生産性を高められ、これに伴って多額な法人町民税が納税される明るいニュースもあります。

一方、国にあっては多額な長期債務の上に、社会保障対策・少子化対策・財政再建の重要課題を抱えており、その反動から地方交付税の先行きが極めて不透明であります。

今や地方分権によって、言葉の上では「地方の時代」と言われますが、国は年々、公共事業や地方交付税等を削減し、加えて自己決定・自己責任による自治体運営を地方に求めております。

議員各位には、ご案内のとおり、本町の財政状況は、経常収支比率が県内ワースト1の102.8%と、実質公債費比率はワースト2の20.7%であり、非常に厳しい状況下にあります。この様な状況が続きますと、国が21年度から導入を予定している外部監査制度の適用を受ける団体になりかねません。仮に適用されますと、町づくりに必要な合併特例債の発行に、制限が加えられることが懸念されます。

この財政悪化の原因は、町税の減収と平成13年度からの5年間で地方交付税が14億円余、削減されたことに起因しております。

しかし今後において、過去のような町税の増収と地方交付税の増額が望めない以上は、決してこの現況を放置してはならず、場当たりの取り組みでお茶を濁せば、将来に大きな禍根を残し、確実に第2、第3の夕張市への道を歩むこととなります。

したがって、本町の行財政改革は重要かつ喫緊の課題であります。

改革に当たっては、「平成19年度みなかみ町当初予算の概要」に示した通りですが、合併によるスケールメリットを活かした機構改革、職員数の削減、さらには施設の統合や事務事業の簡素化による経常的経費の削減が必要不可欠であります。

そこで現在、行財政改革調査会の答申を受けて、「行政改革大綱」及び「集中改革プラン」を策定し、行政改革に着手しているところであります。

平成19年度の予算編成に当たっては、昨年11月に示しました「財政シミュレーション」を基本に、財政規模の縮減に努め、各種事業と物件費や補助金の見直しを行い、さらには職員の早期勧奨退職による人件費の削減に努めました。

その結果、何とか歳入不足額を改革で埋める約束で予算編成をしましたが、自治体規模から見て、経常的経費はまだ多く、今後さらなる構造改革が求められます。

このため、平成19年度を「改革元年」と位置づけ、今後も改革の手を緩めることなく、安定した財政基盤の確立に向けて邁進する決意であります。

ご案内のとおり、本町の経常収支比率は高いレベルにあり、19年度予算編成では、約

2億5,500万円の収入不足となっております。この不足分については前年度繰越金、財産収入、減債基金、及び地域福祉基金を充てると共に、町有地の売却に努めてまいります。このことは平成19年度中に、「集中改革プラン」に基づいて、町有施設の統廃合等を実施し、努力目標である約2億5,500万円の歳出削減を実現してまいります。

新生「みなかみ町」は町村合併に際し、水源の地に住む私達は、山と森林と川を守り、万物が脈々と生存することを願い、「谷川連峰・水と森林防人」を宣言しました。

そして、宣言の精神を生かして「新町まちづくり計画」を策定しましたが、今年度からこれらの計画を具体化するために、「環境を生かす、安全安心の町づくり」をテーマに、

- 一、 都市交流と利根川上下流交流の推進
- 二、 仮称・山岳都市構想(地域振興構想)の策定
- 三、 仮称・芸術文化村構想の策定
- 四、 電子自治体構想(情報通信基盤整備と情報収集等) を最重要課題として

取り組むことにしました。

さて、本定例会には、人事案件1件、条例関係案13件、事務組合等の規約協議5件、補正予算案10件、新年度予算案11件等、多くの事案を提案させていただきます。

詳細につきましては後刻説明させていただきますが、何とぞ宜しくご審議願ひご決定下さいますようお願い申し上げます。開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

開 議

議 長(傳田創司君) これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長(傳田創司君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規程により、議長において指名いたします。

8番 穂 苺 清 一 君

18番 根 津 公 安 君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長(傳田創司君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日3月7日より、3月16日までの10日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より3月16日までの10日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議長（傳田創司君） 日程第3、議長諸報告を行います。

平成19年2月20日、群馬県市町村会館において、群馬県町村議会議長会定期総会が、小寺弘之群馬県知事、大沢正明県議会議長を来賓としてお招きし開催されました。

総会は、全国町村議会議長会表彰、群馬県町村議会議長会表彰並びに群馬県知事感謝状贈呈の伝達表彰が行われ、総勢109人と、甘楽町議会が優良議会として、議会広報全国コンクール入賞で昭和村議会が表彰されました。

全国町村議会議長会より議員15年以上在職者で4名の議員が表彰され、引き続き県町村議会議長会長表彰が行われ、本町では議員23年以上在職により2名の議員が、また、10年以上在職により7名が表彰されました。在職されている議員さんにおきましては、先ほど伝達させていただきましたとおりでございます。

議事は、富士見村神田議長会長のあいさつの後、前年度事業報告に始まり、19年度事業予算等を可決いたしました。

その後、宣言文が読み上げられ、「わが町村は、豊かな自然環境と多様性に富む地域文化を背景に国土の保全、食糧の供給、水源の涵養等、国民生活に不可欠な重要な役割を担って来た。しかし、今日町村を巡る環境は、経済活動のグローバル化など地球規模の変革の波に翻弄される様相を呈していることに加え、地域経済の衰退、人口の減少、少子高齢化の進行など、その存続までもが懸念される事態を迎えるに至った。我々はこのような時代にあっても、人間社会の活力を生み出す真の源は、自然豊かな町村にあることを信じて疑わない。平成の大合併により群馬県の町村数は26にまで減少したが、その面積は県土の57%に及び環境保全と美しい国土を守る責任を負う町村の役割は従来にも増して大きくなっている。今や政府コスト削減の矢面に立たされ、この窮地からの脱出に奮闘している町村であるが、改革の手法に用いられている経済効率や競争原理が及ぼす日本の文化破壊の危険性は、既に多くの識者により指摘されているところであり、この考えを基に真の民主主義のあり方、健全な地域社会のあり方を熟知する我々の価値観は必ずや子孫に高く評価されるものである。我々はこの厳しい状況から脱し、輝く明日の町村のため、町村議会の改革を一層推進するとともに、地域の連帯を高め、住民の一人ひとりが誇りと愛着のもてる活力と個性あふれる町村の実現に向けて邁進することをここに誓い、満場一致で採択いたしました。その後決議文が読み上げられました。

その内容は、

- 一、地方分権改革の実現を期する。
- 一、町村財政の確保を期する。
- 一、議会の活性化に期する。
- 一、農林水産業振興対策の強化を期する。
- 一、中小企業振興対策の強化を期する。
- 一、環境保全対策の推進に期する。
- 一、ICTを活用した情報化施策の推進を期する。
- 一、地域保健医療、医療保険制度の改善を期する。
- 一、少子高齢化社会に対応した保健福祉対策の充実を期する。
- 一、教育・文化の振興、青少年健全育成対策に充実強化を期する。
- 一、生活環境施設、町村同等インフラ整備の促進を期する。

一、国土保全・地震・災害対策の推進を期する。

以上、12項目を満場一致で決議し、全ての議事を終わり総会はめでたく終了いたしました。

群馬県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の選出について依頼があり、2月26日までに利根郡（片品村、川場村、昭和村、みなかみ町）から定数1人について選出をすることとなり、郡議長会としての申し合わせにより郡議長会長を候補者として推薦することとなり、各町村これを承認し、利根郡においては、川場村砂山芳夫議長を県に推薦し、2月27日、群馬県後期高齢者医療広域連合議会の規定により当選人となりましたので、ご報告いたします。

議長（傳田創司君） 以上で、議長諸報告を終了いたします。

日程第4 行政報告

議長（傳田創司君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） お許しを頂きましたので、行政報告を1点申し上げます。

みなかみ町教育施設整備計画に関する答申についてでございます。

月夜野町・水上町・新治村が合併して、平成17年10月1日に、新生「みなかみ町」が誕生しました。

合併以前から3町村の学校施設の整備は大きな課題でありましたので、合併を機に、町内の学校施設の整備について検討するよう教育委員会に諮問をしました。

教育委員会では、平成18年2月28日に、教育施設整備計画の検討準備会を開催し、早速「みなかみ町教育施設整備計画検討委員会」が設置されました。

構成員は、議会代表・区長会代表、管内小中学校PTA会長と社会教育委員、さらには学識経験者の総勢33名と伺っております。また管内学校長の13名は、オブザーバーとして参加されたとのことであります。

そして、1年にわたりご苦勞頂いた成果を平成19年2月21日に、みなかみ町教育委員会委員長・荒木友充氏と、町教育施設整備計画検討委員会委員長・渋谷浩氏のご両名から「みなかみ町教育施設整備計画に関する答申」として頂くことができました。

この間、精力的に取り組まれた関係者皆さんに心から敬意と感謝の意を表する次第であります。

さて、町教育施設整備計画検討委員会では、①少子化問題、②学校施設の老朽化及び耐震強度問題、③合併特例債の活用や施設の維持費を含めた財政問題の3点について、まずは実態把握に努められ、協議・検討を重ねられたと伺っております。

そして、集約された成果は、「町教育施設整備計画検討委員会」の総意であることを明記し、地区毎の状況を付して、早期の実現を求めています。

地区の状況は次の通りであります。

1. 月夜野地区においては、既に公表されている都市計画事業に伴って、しかるべき場所に地区内の小学校も視野に入れた「文教地区構想」を実現して頂きたい。
2. 水上地区においては、地区内の学校を統合し、尚、給食センターを含めて「小中併設

校」等を建設して頂きたい。

3. 新治地区においては、引き続き統合小学校建設計画の推進と、中学校施設の耐震対策等を実施して頂きたい。
4. 統合による空き校舎については、教育施設及び町の活性化を考慮した施設等として、その有効活用を図って頂きたい。

私はこの答申を真摯に受け止めて、まずはしっかりとした財政計画を樹立し、計画的に取り組む決意であります。

実現に当たっては、町議会や関係皆さんと十分に協議をして進めてまいりますので、よろしくご指導の程をお願い申し上げて、行政報告といたします。

議長（傳田創司君） 以上で行政報告を終わります。

日程第5 請願・陳情文書表

議長（傳田創司君） 日程第5、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理しました請願・陳情は、お手元に配布いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

事務局に請願・陳情文書表の朗読をいただきます。事務局。

（事務局朗読）

平成19年第2回（3月）みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名	請願人及び紹介議員	受理年月日
	請願趣旨		付託委員会
請願第1号	諏訪峡遊歩道について	みなかみ町鹿野沢70-8 水上観光協会長 木村 嘉男 ほか1名	平成18年12月20日
			産業観光常任委員会
		河合 幸雄 鈴木 幸久	
	<p>【請願趣旨】</p> <p>諏訪峡遊歩道は、水上温泉街の近接に在って、春秋に亘り年間十万人を超える観光客が訪れる水上の代表的観光名所となっておりますが、今夏、安全対策現地調査により「笹笛橋」下流地点から銚子橋の間の主要コース全般において、落石等危険性のある箇所が多数発見され、全面通行止めとなっております。</p> <p>この間、多くの関係者から再開の要請もあり、観光客誘致上、さらには地域活性化の一大拠点として、ぜひとも「笹笛橋」下流地点から諏訪峡遊歩道の魅力の中心であります「もみじ公園」までの一部区間に限り、安全対策工事を施され、平成19年5月新緑期までには魅力ある諏訪峡遊歩道の散策ができますよう町当局を始め議会議員各位の特段なるご尽力ご高配を賜りたく、ここに請願致します。</p>		

	<p>【請願事項】 利根川諏訪峡遊歩道の安全対策工事实施並びに遊歩道交通止めの一部解除をお願いします。</p>
--	--

番号	請願件名	請願人及び紹介議員	受理年月日
	請願趣旨		付託委員会
請願第2号	町道の一部を消雪道化へ改良について	みなかみ町吹路296 吹路区長 田村 枝久	平成19年2月19日
		林 喜美雄 山田 庄一	産業観光常任委員会
	<p>【請願趣旨】 吹路地区は、国道17号線の三国峠沿線の集落で、標高700mに位置し、積雪寒冷地であります。町道吹路穴平線は、地区内の重要な生活道であり、国道17号線に接する起点側から70mの区間は、特に勾配がきつく、またカーブで車及び歩行による通行が非常に危険なところであります。道路沿いには、地域施設の吹路多目的集会施設もあり、冬期間においても、比較的通行のある場所ですので、早急に消雪道への改良をお願いいたします。</p> <p>【請願事項】 町道吹路穴平線の一部（起点国道17号線接点から約70m）を消雪道に改良して下さい。</p>		

番号	請願件名	請願人及び紹介議員	受理年月日
	請願趣旨		付託委員会
請願第3号	幸知・水上統合小学校の早期実現について	みなかみ町大穴481-1 幸知小学校統合問題対策 委員会代表 林 覚 ほか88名	平成19年2月23日
		鈴木 幸久 久保 秀雄 小野 章一 河合 生博 林 一彦	総務文教常任委員会
	<p>【請願趣旨】 幸知学校区内においては、予想をはるかに超える児童数の減少により、男女間の比率が極端に偏っている学級や、複式学級による授業が行われています。その結果、学習・生活・安全指導等、学校教育全般にわたり、多くの課題が指摘されるようになってまいりました。</p> <p>両校の施設面においても、校舎・体育館・プール等老朽化が進み、学習指導要領に基づいた</p>		

号	<p>教育課程の実施にも影響が生じており、耐震強度に耐える補強工事も必要になっています。</p> <p>この度、幸知学校区区長会を中心に、幸知小学校教育環境検討委員会が設けられ、数度の検討を重ねた結果、幸知小学校の統合を決議し、新たに幸知小学校統合問題対策委員会に移行して、細部にわたり問題を検討することになりました。今、学校教育に求められていることは、社会変化に対応でき、自ら考え、判断、行動し、自立できる子供の育成であります。そのためには、一人ひとりに確かな学力と他人を思いやる豊かな人間性、そして健康な体を身につけてやらなければなりません。各自の資質や能力を育むため教育施設整備はもとより食育指導、危機管理面で充実した施設が必要であります。近年の急激な少子化や施設老朽化から、町行政に携わる方々に認識していただき、下記項目について地元の要望を尊重願います。</p> <p>【請願事項】</p> <p>①統合小学校は、新築により新たな場所に建てること。</p> <p>②通学の平等、安全性を考慮し、中学生も含めスクールバスとすること。</p> <p>③校舎・体育館は、地域の活性化等を考慮する中で、コミュニティ施設等として今後の有効活用を検討していくこと。</p> <p>④食育指導の重要性から早急に給食センターの新築をふまえた改善をすること。</p> <p>統合小学校早期実現を幸知小学校統合問題対策委員会は切に懇願しお願い申し上げます。</p>
---	---

番号	請 願 件 名	請 願 人 及 び 紹 介 議 員	受 理 年 月 日
	請 願 趣 旨		付 託 委 員 会
請 願 第 4 号	幸知・水上統合小学校の 早期実現についてのお願い	みなかみ町湯原720 水上小学校PTA会長 鈴木 俊夫 鈴木 幸久 久保 秀雄 倉澤 長男 鈴木 勲 林 喜美雄	平成19年2月23日 総務文教常任委員会
	<p>【請願趣旨】</p> <p>水上小学校においては、校舎・体育館の耐震強度の基準の関係から、西側校舎において補強の必要性あり、との判断ですが、旧水上地区を考えた場合、町の教育委員会が「みなかみ町教育施設整備計画検討委員会」を設置し、12月12日付けで、みなかみ町に「中間答申」を答申しました。それを受けて、食の安心・安全・食育の重要性の観点から旧水上地区の念願である給食センターの建設を含め、耐震補強にこだわることなく、これからの児童数の減少を考慮することにより、幸知小学校との統合を視野に入れ、水上中を含む、「小中併設校」等の建設計画などの早期実現を望みます。水上小学校PTAの役員会・実行委員会の了承の上、幸知・水上統合小学校の早期実現についてのお願いを致します。</p> <p>【請願事項】</p> <p>幸知、水上統合小学校の早期実現をお願いします。</p>		

番号	請 願 件 名	請 願 人 及 び 紹 介 議 員	受 理 年 月 日
	請 願 趣 旨		付 託 委 員 会
請 願 第 5 号	藤原地区活性化について	みなかみ町藤原2972 藤原地区振興協議会 会長 吉野 仍次 ほか4名	平成19年2月27日
	鈴木 勲 穂 莉 清 一		産業観光常任委員会
<p>【請願趣旨】 みなかみ町藤原地域の大规模償却資産及び交納付金は、藤原地区の施設により発生するものであり、水源地域の発展と環境の保全等、当該地域に還元されるようご配慮願います。</p> <p>【請願事項】 1. 県道及び町道の危険箇所（事故多発地帯）の改良及び無雪化を促進すること。 2. 第二の山古志村と懸念されるので、玉原トンネルの早期開通を求める。 3. 地区活性化のため、観光資源（温泉源開発）等に配慮願いたい。</p>			

番号	請 願 件 名	請 願 人 及 び 紹 介 議 員	受 理 年 月 日
	請 願 趣 旨		付 託 委 員 会
請 願 第 6 号	統合校舎計画の見直し及び 須川小・猿ヶ京小の存続を 求める請願	みなかみ町猿ヶ京1189 須川小・猿ヶ京小の存続を 求める町民有志の会 代表 林 強 一	平成19年2月27日
	穂 莉 清 一 原 澤 良 輝		総務文教常任委員会
<p>【請願趣旨】 須川小・猿ヶ京小の校舎は、建築されて間もなく、残存対応年数を多く残しています。 また、みなかみ町管内の小学校施設の中で唯一、新耐震基準に合格し、猿ヶ京小は、全国に誇れる木造校舎、須川小は歴史ある旧三国街道須川宿「たくみの里」の景観にマッチさせた切り妻屋根に瓦を乗せ、内装には木材を多く使用した木の温もりのある教育環境を重視した見事な校舎です。 生徒児童数においても、3小学校の中の最も少ない猿ヶ京小で77人と、近隣市町村の小学校と比較しても学級が維持できない規模ではなく、子供の学力や情操教育等の観点からも、素晴らしい教育環境と高い評価を受けている施設です。</p>			

いずれにしても、拙速に統合を推進する条件ではありません。

さらに、町の財政状況から見ても、経常収支比率102.8、公債比率20.7%と、きわめて厳しい財政状況にあり、押し寄せている少子高齢化、農林業、観光など、町の基幹産業の衰退と合わせて、国の地方交付税削減は必須の課題であり、自主財源の好転は考えられず、今後の町の財政規模は逡減せざるを得ません。

合併特例期間後の財政規模を予測すれば、投資的経費を必要最小限にとどめ、健全財政を維持するとともに、住民の暮らしや福祉、医療・介護など住民サービスを最優先させる施策へと転換すべきであります。以上の観点から、2項目を請願します。

【請願事項】

1. 新治地区の小学校統合校舎計画を見直して下さい。
2. 須川小・猿ヶ京小学校を廃校にしないで下さい。

番号	請 願 件 名	請 願 人 及 び 紹 介 議 員	受 理 年 月 日
	請 願 趣 旨		付 託 委 員 会
請 願 第 7 号	「国民投票法案」の徹底審議と廃案を求める意見書提出について	みなかみ町下牧143 みなかみ町平和委員会 代表 小林 一 義	平成19年2月27日
		穂 莉 清 一	総務文教常任委員会
	【請願趣旨】 日本国憲法にかかげる、平和、人権、民主主義の理念は、国民に広く定着しており、とりわけ9条は現在も将来においても、日本と世界の宝であります。 与党と民主党は、この民主的憲法を改定するため、「国民投票法案」を国会に提出し、今国会で成立すべく、修正協議を進めていますが、どのように修正しようとしても、第9条の改憲を直接の目的とした法案であることは明らかなです。 与党と民主党の修正協議の内容は、①国民の承認を「投票総数」（賛成・反対の合計）の2分の1超としており、これは「有効投票」の2分の1超と同じで最も少ない賛成で改憲が成立することになる。②テレビ、ラジオなどの有料意見広告については、投票前の14日間を規制しているが、それ以前は原則自由とするなど政党の資金力の多寡によって投票意思を歪める危険性がある。③本来、自由であるべき国民の投票運動を公務員や教育者に限って規制するなどの問題点が指摘されています。 「国民投票法案」は、憲法第96条に基づく憲法改正手続き法であり、その主体は主権者国民にあります。国民の意思を正当に反映しない法案を国民的議論もない中で拙速に成立を急ぐことは、国会の歴史に汚点を残す大問題と言わなければなりません。 ついては、地方自治法第99条の規定により、みなかみ町議会として意見書を国会にあげていただきたく請願いたします。		

平成19年第2回(3月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人及び紹介議員	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情第1号	下津地内の水路拡張工事的 お願い	みなかみ町下津3252 高橋金作ほか4名	平成19年1月29日
		高橋市郎	産業観光常任委員会
	<p>日頃の行政につきましてはご尽力下され感謝申し上げます。</p> <p>さて、近年エルニーニョ現象とか不測の災害が発生することが多くなり、台風など大雨による沢の増水、土砂崩れなど、鉄砲水の被害も懸念されます。</p> <p>添付地区の家も、大雨の増水時には庭まで水が溢れることもあり、曾て明治時代の集中豪雨時には家の前後が滝のようになり、孤立したこともあったと聞いております。このような災害が再び起これば、家も裏の砂田地区の水田の被害も甚大なものがあると考えられます。地区の水路は自然のままになっており、改善が望まれます。現地をご確認の上、水路拡張工事をぜひ行っていただきたく、ここに関係者連名を以てお願い申し上げます。</p> <p>【陳情事項】 下津地内の水路拡張工事をお願いします。</p>		

番号	陳情件名	陳情人及び紹介議員	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情第2号	みなかみ町奥平地区防火水槽 (40t級)設置のお願い	みなかみ町入須川1602-21 入須川区長 本多隆二ほか1名	平成19年1月30日
		河合生博	総務文教常任委員会
	<p>【陳情趣旨】 現在、奥平地区には、10t級の防火水槽がありますが、団体営農道整備工事で支障物件となり、補償では同クラスの防火水槽しか補償対象になりません。</p> <p>しかし、奥平地区は、水利の確保が困難であり、近年の火災は消防車の機能向上により10t級の防火水槽では初期消火もままならない状況です。</p>		

号	<p>つきましては、財政厳しき折とは存じますが、ぜひ40 t級の防火水槽を設置していただきたくお願い申し上げます。</p> <p>なお、補償費・用地につきましては、町に提供する所存であります。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>奥平地区に防火水槽（40 t級）の設置をお願いします。</p>
---	--

番号	陳情件名	陳情人及び紹介議員	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情第3号	箕輪日影地区の道路改修工事について	みなかみ町布施283 布施区長 鈴木 一己 ほか34名	平成19年2月13日
	<p>【陳情事項】</p> <p>箕輪日影地区においては、道路の劣化がひどく、道路愛護だけでは維持が困難なため、改修工事をお願いいたします。</p>		

番号	陳情件名	陳情人及び紹介議員	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情第4号	国道17号線羽場押出地内から羽場廻戸地内までの下り車線に歩道を設置して下さい	みなかみ町羽場1486 下羽場区長 本多 唯夫	平成19年2月22日
	<p>【陳情趣旨】</p> <p>平素より子供たちの通学路問題、地域住民の交通安全、子供老人等、弱者を守るために日頃多大なるご理解をいただき、心より感謝いたします。</p> <p>国道17号線は、大型トラックはもちろんのこと交通量が多く、上り車線側に約1m幅の歩道を設置してありますが、歩行者がすれ違うことや冬期間は除雪された雪で歩道を歩くことすら出来ず、非常に危険です。</p> <p>また、雨の時には大型車の巻き起こす風のため雨具にて歩くこともままなりません。反対側には幅員の広い歩道が途中まで整備されています。</p> <p>是非とも、町民が安心して歩くことができるよう引き続き歩道整備をお願いいたします。</p> <p>厳しい財政難の折り、容易ではないと思いますが、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。</p>		

【陳情事項】

うららの郷入口から、国道17号線下り車線、村山正明さん宅入口までの下り車線約180mに歩道を延長していただきたい。

議長（傳田創司君） 以上朗読のとおり、所管の委員会に付託しますので報告いたします。

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推せんにつき意見を求めることについて

議長（傳田創司君） 日程第6、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推せんにつき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたします。事務局。

（事務局朗読）

議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 諮問第1号についてご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております、大穴284番地の園部日出雄さんが平成19年6月30日に任期満了となりますので、前橋地方法務局長より後任委員候補者の推薦依頼が来ております。

つきましては、地域の実情に明るく人格識見に優れた綱子132番地1の阿部好司さんを候補者に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。よろしくご審議の上ご承認下さいますようお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより諮問第1号について質疑に入ります。質疑はありますか。

8番穂苅清一君。

8番（穂苅清一君） 人権擁護委員は公的立場にある人であろうと思いますが、推薦する以上は議会の中では知らない人もいらっしゃると思いますので若干経歴等について、ご説明を願いたいと思いますけれどもよろしくお願いします。

議長（傳田創司君） 保健福祉課長原澤和己君。

（保健福祉課長 原澤和己君登壇）

保健福祉課長（原澤和己君） 今回推薦をお願いいたします、阿部好司さんでございますが、経歴等について詳しいことはご報告できませんが、まず人格識見に優れているということ、また広く社会の実情に通じておられる方だということでございます。

それから人権擁護について理解があり、一般的な常識をお持ちの方ということで、今回人権擁護委員の候補者として推薦をいたしたいということでございます。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて諮問第1号の質疑を終結いたします。

これより諮問第1号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて諮問第1号の討論を終結いたします。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推せんにつき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推せんにつき意見を求めることについては原案のとおり同意されました。

日程第7 議案第5号 町道路線認定について

議案第6号 町道路線廃止について

議 長(傳田創司君) 日程第7、議案第5号、町道路線認定についてから、議案第6号、町道路線廃止についてまでは、関連する議題でありますので、以上2件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第5号、議案第6号につきまして、関連がございますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案第6号につきましては、後閑坂上地区甫場整備事業に伴う坂上線他28路線の廃止と、新巻地区中の平甫場整備事業に伴う平林1号線ほか19路線、合わせて12,403mの廃止であり、旧月夜野下津地内、旧水上藤原地内の農道整備等による起終点変更による下津地内の沼田～十二原線と藤原地内関ヶ原11号線ほか1路線合わせて655mを廃止し、新たに議案第5号により、後閑坂上地区甫場整備内、坂上線ほか48路線と新巻地区中の平甫場整備区域内、池原50号線ほか13路線及び下津地内、藤原地内の農道整備等に伴う起終点変更3路線を合わせて66路線18,951mを認定するものであります。

以上が概要であります。よろしくご審議の上ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第5号から、議案第6号まで一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

7番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) 路線の廃止についてなのですが、私は区画整理によるということを前提にしている、詳しく見ていなかったのですが、内容の路線を一々当たってみましたら、下津の所で区画整理と関係のない所がありましたので、現地を見たのですけれども、どうも一度災害で橋が落ちて、町の方に何度か災害の復旧のお願いをしたという経緯があって、それから先が通行できないような状態になって道が荒れているということで、現在通行がされていないようなのですけれども、それが今回の廃止の対象になっているというふうに、

今ちょっと見させてもらったのですが、その辺の所をどういう処置をされたのかお聞きしたいと思います。

議長（傳田創司君） 建設課長鈴木初夫君。
（建設課長 鈴木初夫君登壇）

建設課長（鈴木初夫君） 先程の路線につきましては、下津地内の沼田～十二原線かと思われます。この関係につきましては、現地調査をして、途中の中後沢まではそのまま町道として認定しております。それから上流部分につきましては、現地を確認したところ、現地そのものがほとんど管理されていない道だということで今回廃止の対象としております。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。
7番（原澤良輝君） 先程、少し申し上げましたが、水害で橋が落ちてしまって、それが回復されていないので、中に行けないという状況があるみょうなのですが、その辺のところは実際は調査されているのですか。

議長（傳田創司君） 建設課長鈴木初夫君。
（建設課長 鈴木初夫君登壇）

建設課長（鈴木初夫君） その関係については、場所的には山道的な道路だと思うのですが、災害という連絡を私ども建設課の方では受けていないと思うのですけれども。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。
7番（原澤良輝君） 今朝、前区長に少しお聞きしたのですが、何代か前の区長さんがお願いに行ったということを知っていて、私は今ちょっと時間がなかったので、確認はしていませんが、そういう言い方をされていたものですから、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

議長（傳田創司君） 建設課長鈴木初夫君。
（建設課長 鈴木初夫君登壇）

建設課長（鈴木初夫君） 今のところ、その点については確認しておりません。ただ災害ということですから、災害が起きてすぐに対応をするということが前提でございます。今後調査をさせて頂きまして、もしその場所が道路と関係なく沢が荒れているわけですから、この町道とは特に関係なく、災害復旧というのは水路として工事が出来るものではないかと考えております。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて質疑を終結いたします。
これより議案第5号について討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第5号の討論を終結いたします。
議案第5号、町道路線認定についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第5号、町道路線認定については原案のとおり可決されました。
これより議案第6号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7 番 (原澤良輝君) 町道の廃止について反対討論を行います。

町道は幾路線かありまして、区画整理によって、道路が廃止され、さらに新しく出来た道路を認定するという、そのような作業については賛成をしたいと思っておりますけれども、下津の沼田～十二原線についてはそのような災害によって橋が落ちたまま利用が出来ないと、中にある畑や山林についてはやむなく違う方から回り道をして入っていくという、そのような状態でありますので、地元と再度協議をして頂きたいということを申し上げ反対討論といたします。

議 長 (傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第6号の討論を終結いたします。

議案第6号、町道路線廃止についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第6号、町道路線廃止については、可決されました。

日程第8 議案第7号 字の区域の変更について

議 長 (傳田創司君) 日程第8、議案第7号、字の区域の変更についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議 長 (傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長 (鈴木和雄君) 議案第7号についてご説明申し上げます。

みなかみ町湯宿温泉字湯川原631、631の1、632の1、632の2の4筆につきまして、みなかみ町須川字十二川原に変更するものであります。この4筆につきましては、平成17年10月の合併の際に、新治村大字布施字湯川原を湯宿温泉字湯川原に変更したものであります。631番地は赤岩温泉の敷地として利用されており、大字が湯宿温泉になったことにより、赤岩温泉の営業を行うにあたり紛らわしく、不便をきたしている状況であります。

また、この4筆は飛地であり、この変更により須川字十二川原に変更することにより飛地の解消を図り、字の区域の整理合理化をするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議 長 (傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第7号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

2番阿部賢一君。

2 番 (阿部賢一君) 確認させて頂きたいと思います。議案書の「字十二川原」は「字十二河原」ではないかと認識しているのですが、確認させて下さい。

議長 (傳田創司君) 地域振興課長林昭君。

(地域振興課長 林 昭君登壇)

地域振興課長 (林 昭君) 申し訳ありませんが、この件については、法務局に行き確認をしての提案でありますので、このことについて再度早急に確認をいたしまして、ご返答させていただきたいと思います。

添付地図の方の表記については「河」、議案書の方は「川」ということで、法務局に行って確認をしていますから「川」の方が正しいと思いますが、再度確認をさせて頂きたいと思います。

議長 (傳田創司君) 暫時休憩いたします。

議長 (傳田創司君) 会議を再開いたします。

議長 (傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第7号の質疑を終結いたします。
これより議案第7号について討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第7号の討論を終結いたします。
議案第7号、字の区域の変更についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第7号、字の区域の変更については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 みなかみ町副町長の定数を定める条例について
議案第9号 みなかみ町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例について
議案第10号 みなかみ町普通財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例について
議案第11号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について

議長 (傳田創司君) 日程第9、議案第8号、みなかみ町副町長の定数を定める条例についてから、議案第11号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてまでは関連する議題でありますので、以上4件を一括議題といたします。
事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) お許しを頂きましたので議案第8号から議案第11号について一括して、提案理由の説明を申し上げます。

この4議案は、昨年6月に地方自治法が改正されたことに伴い、関係する条例について、所要の改正を行うものであります。

まず、議案第8号、みなかみ町副町長の定数を定める条例についてですが、助役制度の見直しにより、助役に代えて、副町長を置き、その定数を条例で定めることとされております。これに伴い、副町長の定数として1名を定めるものであります。

なお、経過措置により、現在の助役は、副町長として選任されたものと見なされ、任期はその残任期間となります。

次に、議案第9号、みなかみ町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この一部改正条例では、①みなかみ町特別職報酬等審議会条例、②みなかみ町長、助役、収入役の給与及び旅費に関する条例、③みなかみ町教育長の給与及び旅費に関する条例、以上三つの条例を改正することになります。

内容は、条例中の「助役」を「副町長」に改め、「収入役」を削るものでありますが、「収入役」はその任期中に限り、従前の例により在職するというものであります。

次に、議案第10号、みなかみ町普通財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

自治法の改正によって、収入役が廃止され、会計管理者1名を置くこととされました。

これに伴い、条文中の「収入役」を「会計管理者」に改めるものでありますが、経過措置として、現在の「収入役」が在職する間は、収入役として従前のおり存在することになります。

次に、議案第11号、みなかみ町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この一部改正条例も議案第9号と同様に、①みなかみ町税条例、②みなかみ町印鑑条例、③みなかみ町議会事務局設置条例の、三つの条例を改正することになりますが、「吏員」と「その他の職員」並びに「事務吏員」と「技術吏員」の区分が廃止され、それぞれの条例の規定中、「吏員」という用語を「職員」に改めるものであります。

以上が概要であります。よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第8号、みなかみ町副町長の定数を定める条例について質疑はありませんか。
7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 副町長ということで定数を1にするということですが、県内で、現在の助役や収入役を設置していない町村や欠員の町村がどのくらいあるか分かったら教えて下さい。

議長(傳田創司君) 総務課長榎渕哲夫君。

(総務課長 榎渕哲夫君登壇)

総務課長（櫛淵哲夫君） 正確な数値をつかんでおりませんが、現在、助役という立場では大方設置されておりますが、収入役という特別職は少ないようでございます。実際の数字はつかんでおりません。

議 長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 旧水上町では、助役や収入役をおいてなかったと聞いていますけれども、その辺の理由は分かりますか。

議 長（傳田創司君） 助役腰越孝夫君。

（助役 腰越孝夫君登壇）

助 役（腰越孝夫君） 旧水上町の町長を務めていたという立場でお答えをいたします。

収入役は設置をしておりました。助役は途中で置かなくなりましたが、主な理由は行財政改革の中での経費節減という一つの意味を持ってそういうことにしたと思っております。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第8号の質疑を終結いたします。

次に、議案第9号、みなかみ町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第9号の質疑を終結いたします。

次に、議案第10号、みなかみ町普通財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第10号の質疑を終結いたします。

次に、議案第11号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第11号の質疑を終結いたします。

これより議案第8号、みなかみ町副町長の定数を定める条例について討論に入ります。まず、反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 議案第8号、みなかみ町副町長の定数を定める条例について、反対討論を行います。財政が逼迫する中で、県内外でも助役等の特別職を置かない市町村も多くなっております。旧水上町でも先程言われたように設置をしなかった例もありますし、また人口6万5千人の新しい安中市でも、それから町村会長の板倉町でも設置しない予定と言われております。この際、みなかみ町も副町長の定数をゼロとすることが適当と考え本条例案に反対をいたします。

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第8号の討論を終結いたします。

議案第8号、みなかみ町副町長の定数を定める条例についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第8号、みなかみ町副町長の定数を定める条例については可決されました。

議 長(傳田創司君) これより、議案第9号、みなかみ町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第9号の討論を終結いたします。

議案第9号、みなかみ町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号、みなかみ町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより、議案第10号、みなかみ町普通財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第10号の討論を終結いたします。

議案第10号、みなかみ町普通財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号、みなかみ町普通財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより、議案第11号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第11号の討論を終結いたします。
議案第11号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第11号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) この際休憩いたします。11時20分より再開いたします。
(11時12分 休憩)

(11時24分 再開)

議 長(傳田創司君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議 長(傳田創司君) 議事再開の前に、先程議案第7号についての阿部賢一議員の質疑に対して
当局より説明がございますので、よろしくお願ひします。
地域振興課長林昭君。

(地域振興課長 林 昭君登壇)

地域振興課長(林 昭君) 先程ははっきり説明ができませんで申し訳ありませんでした。
法務局の表記は、「川」の方でございますので、提案させて頂きました議案のとおりでござ
います。よろしくお願ひいたします。

日程第10 議案第12号 みなかみ町特別職の職員の給与の特例に関する条例について

議 長(傳田創司君) 日程第10、議案第12号、みなかみ町特別職の職員の給与の特例に関する
条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第12号についてご説明申し上げます。

町長以下特別職の給料月額については、就任当時の平成17年11月から30%の減額
をしてきておりますが、この4月1日から、さらに20%を減額し、給料月額を半額にする
内容の条例改正をいたしたく提案するものであります。

厳しい財政状況の折り、行財政調査会を始め各方面から行財政改革について、ご助言等
をいただいておりますが、「隗より始めよ」の精神でさらなる歳費削減に取り組む所存であり
ます。よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第12号につい
て質疑に入ります。質疑はありますか。

5番河合生博君。

5 番 (河合生博君) みなかみ町の財政状況を考えますと、町長の思いは非常によく分かるのですけれども、私は今までの30%カットで十分ではないかというふうに思う一人であります。当みなかみ町は観光の町、観光なくして成り立たない町であります。

町長の思いは、町民には理解できると思いますし、正しい方向での理解をしてくれると思います。しかし、このことが新聞マスコミ等で紹介された場合にみなかみ町に観光に来てくれている人たちに理解してもらえるでしょうか。夕張市にオーバーラップして、「大変な町だ、寂れてきた町だ」と思われませんか。やっと薄明かりが見えてきた観光に影響が出ないか、その点が非常に心配でございます。町長の決意をお聞かせ願いたいと思います。

議 長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長 (鈴木和雄君) 開会に当たりまして、ご挨拶申し上げましたように、今年は改革元年にすると、また改革元年にしてしっかりと行財政改革をやっていききたいという一つの決意を申し上げたところでございます。

私がいつも思っておりますことは、よく勝海舟の言葉を出しますけれども、「やはり改革は、よく気をつけないと弱い者いじめになる、改革というものは公平でなくては行けない、そして大きいものから始めて、小さいものをあとにするのが良い」、言い換えれば、「改革者が一番に自分を改革することが大事である」と言われておりますけれども、やはり何時の時代にあっても、「隗より始めよ」であろうと、このように考えております。

「隗より始めよ」ということは、言い出した当人から始めることが最も上策であると、このように理解をいたしております。

私自身も町長就任に当たりまして、財政再建等、夢のある町づくりをするというのが一つの公約でありまして、これを実現するために、歳費の削減等をですね、30%削減をもて今日に臨んでいるわけですが、現状はやはり行財政改革をさらに進めていくためには、職員に対しての勧奨退職制度等もあるように、町民にありましても大変な痛みを伴うわけでありまして。

しかしながら、そのようなことをお願いしていかないとやはり改革が出来ないというのも、これまた実態であります。それだけに私自身は先程申し上げましたように、「隗より始めよ」の精神をしっかりと持って、まず自分から律して、そして改革をしっかりとやって行くんだという一つの決意の中で、このような方向を出した次第であります。やはり改革に当たりましては、私一人で出来るわけではありませぬし、やはりそれを推進する理解者がいなければ実現できないわけでありまして。そういう中で助役、収入役、教育長等につきましてもその内容等について話したところ、快く理解をしていただいて、まずはこの町にあってはしっかりと行財政改革をやって行こうということをお互いに確認し合ったところであります。

こういう一つの姿勢で臨みますけれども、片方では今年度に当たりましての4点の重要施策を発表いたしましたように、このみなかみ町は確かに観光の町であります。

観光産業をさらに発展させるように努力をしなければなりませんけれども、やはりそのためにも、この4つの重要施策をしっかりと構想を作って、そして、今年はずいぶん、それを緒につけて、広く観光の町としてピーアールをして、観光産業の活性化を図っていこうという決意をしっかりと持っておりますので、ぜひその点をご理解をいただきたいとお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

- 議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
9 番島崎栄一君。
- 9 番（島崎栄一君） 先程ですね、定数の副町長1ということでやったんですけども、規定はあってもですね、欠員と言うんですか、副町長、収入役は置くこともできるけども、財政上今厳しいので置かない、欠員というふうにするのも可能なのでしょうか。
- 議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。
- 町 長（鈴木和雄君） やはり改革は人であろうと思います。現在の特別職4名でしっかりとした改革をしながら、この町づくりをしていきたいとこのように考えております。
したがって、島崎議員が言われるような考え方は持っておりません。
- 議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君に申し上げます。ただ今の質問の内容が違っていると思いますので、ほかに質疑はありませんか。
9番島崎栄一君。
- 9 番（島崎栄一君） ちゃんと答えて。だから、違う、質疑ですから、確認ですから、だからそれが可能なかどうかと聞いているんですよ。だから欠員にするかしないかって聞いているのではなくて、条例上、欠員にすることも出来るかどうかを確認するために今質疑をしてるんです。する、しないを聞いているのではない、できるかどうかを聞いてるんです。
- 議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。
- 町 長（鈴木和雄君） それは当然可能ではないのですか。
- 9 番（島崎栄一君） 可能ですよ。はい、そうすれば第2点。
- 議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。
- 9 番（島崎栄一君） 30%カットを50%カットに変えるということですけども、4人ですね、給料を20%ずつさらに減らすという、そこで浮く金額とですね、例えば副町長、収入役を置かずにですね、2人欠員でですね、但し報酬カットはしないといった場合、どちらの方がコストのカットが大きいのか、教えて下さい。
- 議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。
- 町 長（鈴木和雄君） それは島崎議員、計算すれば分かるのではないのですか。
- 9 番（島崎栄一君） それはさあ、答えとしてはおかしいよ。聞いてるんだから、答えればいいじゃないですか、分かるんなら。計算すれば、ぱっと出るんでしょ。どちらの方が削減効果が大きいか・・・。
- 議 長（傳田創司君） 島崎議員に申し上げます、質疑の発言は起立をお願いします。
- 議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。
- 町 長（鈴木和雄君） 今島崎議員が言われることはお金の問題で議論しようとしているのでしょ
うけれども、私自身はやはり「隗より始めよ」ということです。そういう精神の中で、今
いる4人でこれからの行財政改革をやって魅力ある町づくりをしますよという姿勢です
から、その線で進めたいと思います。
- 9 番（島崎栄一君） 質疑に答えてないじゃん、それじゃあ。答えてないよ。
- 議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
9番島崎栄一君。
- 9 番（島崎栄一君） 今質疑なんで、町長の意見を聞いてるんじゃないんですよ。だから、数字
がどうなのか、多いのか、少ないのかということですから、そのことに答えてもらわない
と。2名欠員の方が行財政改革によりお金の面では結びつくんじゃないんですかっていう
ふうな質問なんで、その数字ではそうかどうかという、その答えだけをもらえれ

ばいいんで、いちいち町長の意見を聞くための質疑ではありません。間違えずに答えて下さい。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 計算をしておりません。現状の条例と、改正の条例はお示しをしているわけですから、島崎議員、貴方が自分で計算されたらいいのではないですか。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第12号の質疑を終結いたします。

これより議案第12号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

9番島崎栄一君。

（9番 島崎栄一君登壇）

9 番（島崎栄一君） 今回のですね、条例改正に反対の討論をしたいと思います。

現在、みなかみ町がですね、非常に財政が厳しい、そのために給料カットもしなくちゃならない、職員も58で退職しなければならぬというような状況になってはいますが、現在のみなかみ町長は元新治村長、それから腰越助役は元水上町長ということで、この財政に立ち入った責任は、ある意味半分以上その2人にあります、実際。

その責任を明確にするために、給料カットとかですね、その今財政が厳しいから、給料カットということなのかもしれませんが、実際はですね、より責任をはっきりさせる、または行財政改革、お金の面でより節約するならですね、こういう給料カットということではなく、4月からですね、副町長、収入役については欠員ということでやった方がよりお金が節約できます。

4人を20%ずつさらに減らすというのになれば、パーセンテージで言えば20、20、20、20の80%ですけども、今70%貰っている助役、それから収入役が欠員となれば70、70の140%ですから、よりお金を節約できます。

今、みなかみ町ではですね、お金が足りない、1億も2億も足りないということですから、よりお金が節約できる方策を取るべきであり、職員には給料カットではなく、58の退職ということでお願いをしてあるわけですから、執行部もですね、給料カットではなく、欠員、退職するという同様の責任の取り方をした方がきれいだと思います。

さらに風評被害という面でもですね、さらに50%カットにしましたというよりは、静かに欠員ということで、騒がずにやった方が、風評被害が起きないんじゃないかと思えます。

どちらにしても、10万や20万ですね、給料をカットしたところで取れる責任ではないと思いますので、このような条例は無意味ではないかと、この改正は無意味ではないかと、よりお金を節約する意味では欠員という方策をぜひ取ってほしい、その方が町民は風評被害というものを受けずに済むのではないかと思います。

以上、この条例に反対いたします。

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

13番中村 正君。

（13番 中村 正君登壇）

1 3 番（中村 正君） 議案第12号、みなかみ町特別職の職員の給与の特例に関する条例について賛成の立場で討論いたします。

先程来、風評被害等、河合議員の方からも出ましたけれども、当初私もその考えでおりました。そうした中、先程の町長の答弁の中で、とにかく4人の体制で頑張っていくんだという、そういう姿勢は分かるような気がいたしました。

そうした中、ただ今の島崎議員の反対討論の中には、3役の何か頭を削ってというような意見でありましたけれども、島崎議員におかれましては、議員辞職勧告決議が可決された当事者であると思います。

そういった思いがあるならば、その辺を実行していただけたらと思います。

諸々を含めて賛成の立場で討論いたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第12号の討論を終結いたします。
議案第12号、みなかみ町特別職の職員の給与の特例に関する条例についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。
よって、議案第12号、みなかみ町特別職の職員の給与の特例に関する条例については、可決されました。

日程第11 議案第13号 みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第11、議案第13号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。
（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。
（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第13号についてご説明申し上げます。
財政再建の取組みの一施策として、職員の勧奨退職を推進してきました。
そして、多くの職員からの協力が得られましたが、反面、その退職による事務の停滞も懸念されるところであります。今後において、住民サービスの低下を防ぐためにも事務によっては、経験者を嘱託職員として雇用することも必要となりますので、その報酬の規定を本条例に加えるものであります。
報酬額は、勤務日数、勤務条件等を加味しながら、月額18万円を限度額とします。
よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第13号について質疑に入ります。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第13号の質疑を終結いたします。

これより議案第13号について討論に入ります。
 まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第13号の討論を終結いたします。

議案第13号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第14号 みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議 長(傳田創司君) 日程第12、議案第14号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第14号についてご説明申し上げます。

この条例改正は、人事院勧告に基づき実施するものであります。

本年度の人事院は、給料月額、期末勤勉手当についての改定はありませんでしたが、給与構造改革として、管理職手当の支給について、管理職員の職務・職責を端的に反映できるように、定率制から定額制へ移行するよう、また、少子化対策が国全体で取り組まれている中で、扶養手当における3人目以降の子の支給額を1千円引き上げて、現行5千円から6千円にするよう勧告がされました。

給与に関しては、人事院勧告に基づき、改定をしてきており、今回もその意向に添って実施していきたいと考えております。以上が概要であります。

よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第14号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第14号の質疑を終結いたします。

これより議案第14号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第14号の討論を終結いたします。
議案第14号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第14号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第15号 みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議 長(傳田創司君) 日程第13、議案第15号、みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第15号についてご説明申し上げます。

公務員の休息時間については、人事院規則の中で4時間の連続する勤務時間ごとに15分の休息時間を置かなければならない規定がありましたが、昨年の改正によって、この休息時間の規定が廃止され、これに伴い所要の改正を行うものであります。

昼休み時間の60分は、休息時間15分と休憩時間45分からなっていましたが、休息時間の15分が無くなることとなります。

休憩時間の取り方の方法は、昼休みを45分にして、勤務終了時刻を従来通り午後5時15分とする方法や、昼休みを60分取り、勤務終了時刻を15分延長して、午後5時30分とする方法、若しくは、勤務開始時刻を15分早め8時15分とする方法など、いくつか考えられますが、利根沼田は同じくして、昼休みを45分、勤務終了時刻は今までと同様の午後5時15分とする考えであります。なお、実施日は本年4月1日からであります。

また、育児・介護を行う職員の、早出・遅出勤務ができる対象範囲が、今までの小学校就学前の子のある職員に限られていましたが、育児休業法に基づく、放課後児童育成事業を行う施設へ子を出迎えする職員にも適用されることになりました。

いずれにしても、人事院規則改正に伴う条例改正であります。

よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第15号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第15号の質疑を終結いたします。

これより議案第15号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第15号の討論を終結いたします。

議案第15号、みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号、みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第16号 みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園条例の一部を改正する条例 について

議案第17号 みなかみ町営温泉センター「三峯の湯」条例の一部改正する 条例について

議 長(傳田創司君) 日程第14、議案第16号、みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園条例の一部を改正する条例について、議案第17号、みなかみ町営温泉センター「三峯の湯」条例の一部改正する条例について、以上2件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) お許しを頂きましたので、議案第16号、議案第17号について一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第16号について申し上げます。

この条例は、住民の健康維持増進及び生涯学習や芸術文化の振興並びに猿ヶ京温泉の活性化を目的としておりますが、利用料金において、芝居小屋「でんでこ座三国館」の冷暖房使用料金が一定額となっております。

灯油を燃料とする設備であります。昨今の灯油価格の変動から、このままでは施設管理者に多大の負担を強いることになり、適正な管理運営に支障をきたすことが懸念されます。また、灯油価格の変動は、今後も予想されますので、この際、実費による額と改めるものであります。

次に議案第17号についてご説明を申し上げます。

この条例は、住民福祉の向上及び健康の保持増進並びに地域の活性化を目的としており、内容は、他の温泉施設と同様ですが、利用料において、75歳未満の老人は100円、75歳以上の老人は無料であり、他の温泉施設料金と著しく整合性を欠いております。

また、町内者においては、町外者と比べて、低価格な料金設定をし、格差を設けていますので、この際75歳未満及び75歳以上の老人については大人料金に統一するものであります。以上が概要であります。よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申

上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
まず、議案第16号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第16号の質疑を終結いたします。
次に、議案第17号について質疑に入ります。質疑はありませんか。
7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 改正で値段は同じですけども、対象が増えると思うのですが、どのくらいの増収を予定していますか。

議 長（傳田創司君） 観光商工課長阿部一司君。

（観光商工課長 阿部一司君登壇）

観光商工課長（阿部一司君） ただ今のご質問は、三峯の湯の料金についてでございますね。

料金がいくら増収になるかということではありますが、それについては実は計算はしておりません。ただ実態といたしまして、三峯の湯の利用者は約半数が老人と言われる方でございます。よろしいでしょうか。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第17号の質疑を終結いたします。
これより議案第16号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第16号の討論を終結いたします。

議案第16号、みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号、みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第17号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 議案第17号、みなかみ町営温泉センター「三峯の湯」条例の一部を改正について反対討論を行います。

先程質疑したとおり、これでどのくらい増収になるかということは検討していないということだそうです。実際は財政が厳しいということがあると思いますけれども、大峰山のサイクルスポーツセンターの借入金の損失補填に3月補正で3,800万円を追加して、

当初と合わせて5千万円を計上しております。

また、ノルン水上スキー場の損失補填に同じく1,440万円計上しております。

これは町の責任ということで、損失補填だけで今期3月議会に関係しても、約6,440万円を払っていることとなります。

財政逼迫の原因を、老人にしわ寄せするようなことは許されないのではないかと思います。無いのは金でなくて、知恵であるということが言われますけれども、老人に優しい知恵を出すように求めまして本条例の改正案に反対をいたします。

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第17号の討論を終結いたします。

議案第17号、みなかみ町営温泉センター「三峯の湯」条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第17号、みなかみ町営温泉センター「三峯の湯」条例の一部を改正する条例については、可決されました。

議 長（傳田創司君） この際休憩いたします。13時05分より再開いたします。

（12時02分 休憩）

（13時05分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第15 議案第18号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第15、議案第18号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第18号についてご説明申し上げます。

回復の兆しがあるとはいえ、依然厳しい経済情勢の影響により、中小企業者にとっては売り上げ等の減少や既存債務の返済負担が重くなっている状況にあります。

このため群馬県では支援策として、制度融資の借り換え制度を平成19年度についても継続することになりました。

みなかみ町小口資金融資促進条例も群馬県と連携していることから、平成19年度においても借り換え制度を継続するため、一部改正の必要が生じたものであります。

よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第18号について質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第18号の質疑を終結いたします。これより議案第18号について討論に入ります。まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第18号の討論を終結いたします。

議案第18号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第19号 利根西部福祉作業所条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第16、議案第19号、利根西部福祉作業所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第19号についてご説明申し上げます。

障害者自立支援法は、平成18年4月に施行され、同時に公費負担医療の見直し、障害福祉サービスの利用者負担の見直し等が実施され、本年4月からは「地域生活支援事業」の中で「地域活動支援センター」の設置が法定化をされております。

これによって、現在の利根西部福祉作業所を「地域活動支援センター」に移行をするための条例の一部改正をお願いするものであります。

改正内容は、1点目が現行条例、第1条の「知的障害者及び身体障害者」に加え、「精神障害者」の文言を加えるものでありますが、国の基本指針の中で、退院可能精神障害者の地域生活への移行が義務づけられておりますので、基本指針に対応し、地域生活への移行を支援するための改正であります。

2点目は、「福祉作業所」から「地域活動支援センター」への名称変更であります。

また、定員につきましては、15名定員から20名定員に変更する要綱の改正を現在進めております。

障害のある人が自立した生活、社会生活を営むことができるよう創意工夫により、地域

の特性を踏まえて、利用者の状況に応じて柔軟に障害福祉サービスの円滑な利用促進を進めていきたいと考えております。以上が概要であります。

よろしくご審議の上ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第19号について質疑に入ります。質疑はありますか。

3番林 一彦君。

3 番（林 一彦君） この条例の一部改正については、私は大賛成で有り難い改正だと思っております。この変更の中の精神障害者という文言が入る理由について、今町長の方から説明がございましたけれども、精神障害者を加えるまでの経緯、または理由についてもう少し詳しくお聞かせ下さい。

議 長（傳田創司君） 保健福祉課長原澤和己君。

（保健福祉課長 原澤和己君登壇）

保健福祉課長（原澤和己君） 精神障害者の方を加えた経過でございますが、まず障害者自立支援法によりますと、全体的なシステムとして、介護給付等の自立支援給付と相談支援事業でありますとか、コミュニケーション支援事業、このような地域生活支援事業の、この2本によって構成をされております。

その中で精神障害、地域生活支援事業については、地域生活支援事業の中で、地域活動支援センターというのが、先程町長の提案理由にもありましたが、法定化をされております。この中で現在、町で障害者福祉計画を策定しております。その中に地域活動支援センターの設置を義務づけているわけですが、今回、障害者支援センターについては、身体障害、知的障害、また精神障害のある方達に対して、創作活動でありますとか、生産活動の機会の提供と、社会の交流を実施していくことが策定として上げられております。

また、精神障害者の方につきましては、国の基本指針の中に、平成24年までに精神科病院の入院患者の内、退院可能な精神障害者の方でございますが、これらの解消を目指すことが基本指針として上げられております。

これによりまして、町の障害福祉計画の中にも現在、数値目標を上げております。

現在、協議中ですが、数値目標として12名の方を地域支援をしていく、これが数値目標としてありますので、この数値目標に上げた計画の数値だけで終わらないためにも、今回、福祉作業所に受け入れ基盤の整備をいたしまして、受け入れ体制の第一歩としての条例改正をしたものでございます。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第19号の質疑を終結いたします。

これより議案第19号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第19号の討論を終結いたします。

議案第19号、利根西部福祉作業所条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号、利根西部福祉作業所条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第20号 みなかみ町生きがい対応型デイサービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例について

議 長(傳田創司君) 日程第17、議案第20号、みなかみ町生きがい対応型デイサービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第20号について、ご説明申し上げます。

はじめに本条例の改正案は、題名及び条例中の事業名称の変更及び利用者からの費用徴収額について、その金額を改定するものであります。

事業名称の変更については、介護保険法の改定に伴い、本事業が従来の高齢者福祉施策から介護保険事業の介護予防事業に位置づけられたことによる事業名称の変更であります。

費用徴収額の改定については、現在の利用者負担は、平成12年の介護保険制度開始時に示されたサービスの報酬単価を参考に定められた委託費の1割相当の金額であります。現在まで介護保険制度の負担額が改定されても、据え置かれてきた経緯がございます。

今回、新たな介護予防事業では、従来の生きがいサービスに「運動器の機能の向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」などの介護予防プログラムが新たに加わったことによる委託費の単価変更を余儀なくされ、その1割相当について、利用者にご負担をお願いするものであります。以上が概要であります。よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第20号について質疑に入ります。質疑はありますか。

7番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) 名前の改正の方は結構なのですが、費用の方が改正されますけれども、この改正でどのくらい増収を見込んでいるのか教えてもらいたと思います。

議 長(傳田創司君) 保健福祉課長原澤和己君。

(保健福祉課長 原澤和己君登壇)

保健福祉課長(原澤和己君) まず第一点に費用の増収というものは考えてございません。

まず費用設定の根拠単価であります。今回550円にする内容であります。従来は490円については、従来に要支援の方が、介護保険の制度の成立時の単価を使用したのでございます。今回550円については要支援、今回新しく介護保険制度になった要支援1の方が月4回、週1回の利用を考えまして、これが新しい介護保険制度の中で1月当たり2万2,260円という単価でございます。これに例えば4回使用した場合、1回当たりが5,565円に設定をされます。この5,565円の一割として550円に設定

をさせて頂きました。

それと350円の改正であります。これも要支援1の方を対象といたしまして、積算をしてございます。5,565円に、今回の介護保険制度の中で算定項目の調整率というのがございます。これが70%の調整率でありますので、5,565円に調整率の70%を乗じてあります。この乗じたものが3,895円ですが、これに例えば今、このサービスをした場合に、通常の施設とは比較した場合に、社会福祉協議会に委託しておりますので10%程の設備が整った施設とは、10%程減額をさせて頂きまして、これに10%の減額をしまして3,505円、これの一割として350円を今回改正をさせて頂きたくもでございます。

それと現在の利用者数であります。町に65歳以上の方が6,800名ほど該当者がおられます。この中で昨年の実績ですが、60名ほどの方、約1%ほどですが、利用をされておられます。ですから単純に60名に乗じて頂ければ、数字的なものは出てくるかとは思いますが、以上でございます。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第20号の質疑を終結いたします。
これより議案第20号について討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7 番(原澤良輝君) 議案第20号、みなかみ町生きがい対応型デイサービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

60人の利用ということなのですけれども、値上げしても大した費用にはならないというふうに考えます。町もいろいろ財政で大変なことだと思いますけれども、65歳以上の老人の方というのは日本の歴史というんですかね、今までの私たちの生活基盤を作ってくれた人だというふうに感謝をしております。

いろいろ大変なことだと思いますけれども、今回の3月補正予算でも、町の歳出、町の損失補填がですね、6千万円近く支払っております。こういうふうなものを上手く振り当てて、老人に優しい知恵を出すような予算の組み立てをお願いして、この改正案に反対をさせて頂きます。よろしく申し上げます。

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。
3番林 一彦君。

(3番 林 一彦君登壇)

3 番(林 一彦君) 議案第20号、みなかみ町生きがい対応型デイサービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論を行います。

今年度より介護保険制度の中に介護予防の観点から、地域支援事業が創設されました。

この地域支援事業は、介護が必要となってから求められる給付サービスのような受動型の施策から、介護が必要とならないようにというように、従来の介護保険制度から一歩踏み出した能動型の施策と言えます。

この事業の根幹をなす2つの事業といたしまして、一つは包括的支援事業であり、そしてもう一つは特定高齢者施策事業であると聞いております。

その中でも、特定高齢者施策事業として、最も力点を置いている事業が今回一部改正さ

れる通所型介護予防事業であります。

本事業は、従来の生きがい対応型デイサービス事業の見直しを図り、介護予防プログラムを新たに加え、その人に合った予防目標を設定することにより、通所を通じて健康的な体が少しでも長く保つことが出来るものと考えます。

とは言え、新たな予防事業を組み入れることにより、人件費などが嵩み、サービスコストが値上げとなってしまいうことも事実であります。

でありますけれども、今回の改正については、これらのサービスコストと利用者、負担額の値上げ幅を最小限にとどめ、より効果的な事業を遂行する上での措置として、やむを得ない改正ではないかと思います。

また委託料と負担金が今まで7年間にわたりまして、値上げを据え置いてきたことについても勘案しなければならないと考えております。

このような理由から、私は本条例の改正案に賛成し、通所型介護予防事業のさらなる拡充を切に望むところであります。以上申し上げまして賛成討論を終わります。

議 長(傳田創司君) ほかに討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第20号の討論を終結いたします。
議案第20号、みなかみ町生きがい対応型デイサービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。
よって、議案第20号、みなかみ町生きがい対応型デイサービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例については、可決されました。

日程第18 議案第21号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
議案第22号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について
議案第23号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について
議案第24号 利根沼田学校組合の規約変更に関する協議について

議 長(傳田創司君) 日程第18、議案第21号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてから、議案第24号、利根沼田学校組合の規約変更に関する協議についてまでは、関連する議題でありますので、以上4件を一括議題といたします。
事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。
(事務局朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。
(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) お許しを頂きましたので議案第21号から議案第24号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。
まず、議案第21号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてであ

りますが、地方自治法の改正に基づき規定を整備するもので、「収入役」を「会計管理者」に改めるものであります。

また、本組合の組織団体である「多野郡町村会館管理組合」、「藤岡、吉井環境衛生事務組合」及び「渋川交通災害共済組合」が、平成19年3月31日限りで解散し、同日限りで「多野藤岡医療事務市町村組合」が常勤の職員に係わる退職手当の支給事務の共同処理を取り止め、平成19年4月1日から、渋川地区広域市町村圏振興整備組合が、消防団員又は消防吏員に対する賞じゅつ金支給事務の共同処理を開始いたします。

これらのことに伴い、組織団体を表示している別表第1及び共同処理をする事務を規定している別表第2について所要の改正をするものであります。

次に議案第22号、群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議については、地方自治法の改正により「収入役」を「会計管理者」に改正するもので、平成18年10月1日から榛名町が高崎市に編入されたことに伴い、群馬郡榛名町の項目を削る規約改正であります。

なお、本来ですと合併前に規約変更を行うべきですが、この改正は合併後6ヶ月を経過する日までに行う合併特例法の一部事務組合の特例を適用し、今回の協議を行っておりますことを申し添えます。

次に、議案第23号、利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更について及び議案第24号、利根沼田学校組合の規約変更に関する協議についてですが、これも前2議案と同様に、地方自治法の改正に伴い、収入役制度を廃止し、「会計管理者」を置く規約改正であります。

それぞれの組合から協議がありましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第21号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第21号の質疑を終結いたします。

次に、議案第22号、群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第22号の質疑を終結いたします。

次に、議案第23号、利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第23号の質疑を終結いたします。

次に、議案第24号、利根沼田学校組合の規約変更に関する協議について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第24号の質疑を終結いたします。

これより議案第21号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第21号の討論を終結いたします。

議案第21号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより議案第22号、群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第22号の討論を終結いたします。

議案第22号、群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号、群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより議案第23号、利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第23号の討論を終結いたします。

議案第23号、利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号、利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議に

については原案のとおり可決されました。

-
- 議 長（傳田創司君） これより議案第24号、利根沼田学校組合の規約変更に関する協議について討論に入ります。
 まず、反対討論の発言を許します。
 （「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
 （「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第24号の討論を終結いたします。
 議案第24号、利根沼田学校組合の規約変更に関する協議についてを採決いたします。
 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
 （「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
 よって、議案第24号、利根沼田学校組合の規約変更に関する協議については原案のとおり可決されました。
-

日程第19 議案第25号 三峯山トンネルの電気設備の維持管理に係る事務の委託に関する規約の決定に関する協議について

- 議 長（傳田創司君） 日程第19、議案第25号、三峯山トンネルの電気設備の維持管理に係る事務の委託に関する規約の決定に関する協議についてを議題といたします。
 事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。
 （事務局朗読）
- 議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
 町長鈴木和雄君。
 （町長 鈴木和雄君登壇）
- 町 長（鈴木和雄君） 議案第25号についてご説明申し上げます。
 三峰山トンネルは、利根沼田農用地総合整備事業所で新設をした望郷ラインであり、この望郷ラインは本町と沼田市にまたがるトンネル内の電気設備等は構造上一体的な維持管理が必要であります。旧月夜野区域に属する部分の業務を集中管理のある沼田市に委託するものであります。
 町村合併により、改めてみなかみ町として、事務の委託を行う必要が生じたので、提案した次第であります。よろしくご審議の上ご決定下さいますようお願い申し上げます。
- 議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第25号について質疑に入ります。質疑はありますか。
 （「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第25号の質疑を終結いたします。
 これより議案第25号について討論に入ります。
 まず、反対討論の発言を許します。
 （「なし」の声あり）

議 長 (傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第25号の討論を終結いたします。
議案第25号、三峯トンネルの電気設備の維持管理に係る事務の委託に関する規約の決定に関する協議についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第25号、三峯トンネルの電気設備の維持管理に係る事務の委託に関する規約の決定に関する協議については原案のとおり可決されました。

-
- 日程第20 議案第26号 平成18年度みなかみ町一般会計補正予算(第5号)について**
議案第27号 平成18年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
議案第28号 平成18年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第4号)について
議案第29号 平成18年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第4号)について
議案第30号 平成18年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
議案第31号 平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第5号)について
議案第32号 平成18年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)について
議案第33号 平成18年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計補正予算(第2号)について
議案第34号 平成18年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)について
議案第35号 平成18年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第3号)について

議 長 (傳田創司君) 日程第20、議案第26号、平成18年度みなかみ町一般会計補正予算(第5号)についてから、議案第35号、平成18年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第3号)についてまでは、関連する議題でありますので、以上10件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。
(事務局朗読)

議 長 (傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。
(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長 (鈴木和雄君) 議案第26号から、議案第35号まで一括して、ご説明申し上げます。
まず最初に、議案第26号、平成18年度みなかみ町一般会計補正予算(第5号)は、

既定の予算に歳入歳出それぞれ5億2,770万円を追加し、予算の総額を152億8,080万円とするものであります。

歳入では、町税3億2,973万円の増は、民事再生法の決定を受けた企業からの固定資産税と都市計画税の滞納繰越分であります。

地方交付税7,680万1千円の増、分担金及び負担金1,089万8千円の減は、保育園児の減少によるものであります。

使用料及び手数料871万円の減、国庫支出金1億7,646万円の増は、合併補助金1億6,800万円が増加理由であります。県支出金632万8千円の減、繰入金4,435万3千円の増は、財政調整基金及び教育環境整備基金からの繰入を3,888万8千円戻し、老人保健特別会計から17年度決算剰余金及び医療費国庫負担金追加交付分の8,324万1千円を繰り入れるものであります。町債7,300万円の減は、各建設事業費の決定に伴い減額するものであります。

歳出の主なものは、2款総務費5億4,468万5千円の増額は、情報政策費において、合併補助金により電算システムの統合費用を1億5,429万8千円、固定資産税及び都市計画税の滞納繰越分による収入分を減債基金に3億3,300万円積み立てます。

これは歳入で申し上げましたとおり、民事再生法の決定を受けた企業からの納付分でありまして、今後、起債の償還や新規事業の財源として備えます。

財産管理費の本庁舎改修事業費1,409万7千円の減額は、翌年度に実施を先送りにしたことによるものであります。企画費の地域づくり費で、水上リゾート開発株式会社損失補償として、1,440万円を計上しました。

3款民生費では、1万2千円の増額補正であります。後期高齢者医療制度保険料徴収システム開発委託料で、1,331万1千円の増額であります。それ以外は、各種事業の予算の更正となっております。4款衛生費は127万3千円の減額補正であります。

国民健康保険特別会計への繰出金3,450万1千円の増額補正が主で、その他は、予防接種、検診委託料の減額であります。

アメニティパーク管理費では、RDF搬出と灯油の高騰による差額分4,146万円の増額と、固形燃料化及び利用施設補修工事費と、し尿処理施設点検整備委託料の減額により、2,336万4千円の減額補正であります。

6款農林水産業費は1,876万4千円の減額補正で、農業共済事業事務費負担金をはじめとする各種事業の更正によるものであります。資源リサイクルセンター費については、搬入される牛糞の減少により、歳入で使用料1,519万円の減額、これに伴い歳出で管理運営委託料を500万円減額いたしました。収支改善については、早急に対処しなければならないところであります。

8款土木費では、道路橋梁費を中心として、2,438万8千円の減額補正であります。

道路橋梁総務費で、合併補助金による道路台帳補正業務委託料として、1,900万円、都市計画総務費で、同じく合併補助金による都市計画図作成委託料2,200万円の増額補正、道路新設改良費の栗沢西線無散水工事等で1,669万4千円と、除雪費で暖冬による道路除雪委託料2,260万円の減額が主なものであります。

13款諸支出金で、3,803万8千円の増額補正は、群馬サイクルスポーツセンター借入金損失補償費の残金3,803万8千円を群馬銀行へ一括返還するものであります。

次に、第2表継続費補正は、新治統合小学校建設事業の平成19年度以降の事業費を補正するものであります。

第3表繰越明許費は、情報政策事業をはじめとした合併補助金で実施する事業3件、レクリエーション事業は、国土交通省と事業を同時進行するためであります。

中山間地域総合整備事業水上中央地区大湯用水、道路橋梁費では、原～洞線洞橋耐震補強工事及び町道勝～浜線子持橋架け替え工事は、JRとの協議が整わないためであります。

まちづくり交付金事業は、忠霊塔線無散水消雪工事等であります。

また、第4表地方債補正は、各建設事業費の確定により増減額を補正しました。

次に**議案第27号、平成18年度町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）**についてご説明申し上げます。

まず歳出であります。増額補正につきましては総務管理費、療養諸費、高額療養費、基金積立金、諸支出金の計1億6,564万1千円で、主に療養給付費、高額医療費の増加分と、17年度国庫負担金の超過交付分の返還金の増額であります。

減額補正につきましては徴税費、出産育児諸費、葬祭費、老人保健拠出金、共同事業拠出金、保健事業費の計1億8,803万3千円で、主に老人保健拠出金と共同事業拠出金の減額であります。

次に、歳入の増額補正につきましては、国民健康保険税、療養給付費交付金、県補助金、財産運用収入、他会計繰入金、延滞金などの計7,832万6千円で、主に滞納繰越分の国保税、退職被保険者分療養給付費の増額に応じた療養給付費交付金、一般会計からの保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金の増額であります。

減額補正につきましては、共同事業交付金の1億71万8千円で、保険財政共同安定化事業交付金の交付見込みによる減額であります。

したがって、歳入歳出それぞれ2,239万2千円を減額し、歳入歳出それぞれ25億3,142万8千円とするものであります。

次に**議案第28号、平成18年度老人保健特別会計補正予算（第4号）**についてご説明申し上げます。

まず歳出であります。総務管理費、医療諸費、繰出金の計2億268万5千円の増額補正で、主に医療給付費増加分と、17年度決算剰余金、17年度国庫負担金等の追加交付分の一般会計への返還分の増額補正であります。

次に歳入につきましては、支払基金交付金、国庫負担金、県負担金、一般会計繰入金、繰越金、雑収入の計2億316万円の増額で、医療諸費の増加による支払基金・国・県・町それぞれの負担分の増加と、一般会計へ返還する繰越金の補正であります。

国庫補助金475千円の減額については、レセプト点検の対象補助事業費の減額分であります。補正額につきましては、歳入歳出それぞれ2億268万5千円を増額し、歳入歳出それぞれ28億886万円とするものであります。

次に、**議案第29号、平成18年度介護保険特別会計補正予算（第4号）**について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,389万9千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億939万1千円とするものであります。

また、今回補正をお願いする事業費の中の一部について、繰越明許費として予算計上をお願いするものであります。歳入歳出の補正内容について申し上げます。

歳入の主な補正内容は、保険料202万1千円の増額、国庫支出金3,475万5千円の減額、支払基金交付金2,874万円の減額、県支出金3,257万8千円の増額、繰入金1,503万円の減額であります。

また、歳出の主な補正内容は、総務費11万5千円の減額、保険給付費4,113万5千円の減額、地域支援事業費267万6千円の減額となっております。

次に繰越明許費について、ご説明申し上げます。1款1項 総務管理費に平成20年度より制度化される後期高齢者医療制度の準備作業となるシステムの変更費として107万1千円を新たに計上させて頂きました。

この事業は、国庫補助事業により当年度実施予定であります。システム開発期間を勘案すると、年度内の事業の完了が見込めないことから、事業費を明許繰越するものであります。

次に、**議案第30号、平成18年度簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）**について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既決の予算に歳入歳出それぞれ691万円減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億919万8千円とするものであります。

まず歳出から主なものを申し上げますと、1款簡易水道費481万3千円は、修繕料及び認可変更委託料の減額であり、2款施設費209万7千円は、工事設計委託料及び工事費の減額であります。

歳入については、1款使用料及び手数料740万円は、今までの調定額を基にした減額であり、7款繰入金100万円は、使用料の減少に伴い財源に充てるため一般会計からの繰入金であります。

次に、**議案第31号、平成18年度下水道事業特別会計補正予算（第5号）**について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既決の予算から歳入歳出それぞれ739万1千円減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,841万9千円とするものであります。

まず歳出の主なものを申し上げます。2款下水道事業費の公共下水道建設事業費の減額483万円は、工事請負費の減額であります。

2目公共下水道維持管理費の減額73万2千円は、ポンプ場管理委託料及びポンプ取り替え工事費等の減額であります。

2款3項流域下水道費1目の減額388万1千円は、建設負担金の減額であります。2款3項2目の増額784万6千円は、維持管理費負担金の増額であります。

次に歳入の主なものを申し上げます。9款町債の減額550万円は、流域下水道事業債等の減額であります。

次に繰越明許費について、説明申し上げます。2款1項の管路布設替工事は、群馬県が実施する恋沢砂防事業に伴うものであり、翌年度に繰り越して行う事業であるため、計上するものであります。

次に、**議案第32号、平成18年度水道事業会計補正予算（第3号）**について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既決予算の収益的収支では、支出を310万4千円減額し、総額2億8,108万円に、収入を590万8千円減額し、総額2億6,226万6千円に、資本的収支では、支出を2,518万6千円減額し、総額1億2,177万2千円に、収入を2,097万4千円減額し、総額3,432万7千円とするものであります。

まず、収益的支出の主なものを申し上げますと、上水道事業では、原水及び浄水費で水質検査手数料の精査による減額、総係費では、備消耗品、報酬の減額、その他営業費用の材料売却原価の増額であります。営業外費用では、支払利息の一時借入金利息の減額であ

ります。

収益的収入では、上水道事業の水道使用料の減額、その他営業収益では、加入金の増額であります。

次に、資本的支出では、川上増圧ポンプの増圧計画業務委託の増額、工事請負費は、上の平浄水場改修工事データログ更新等月夜野地区施設を含め再検討するため、見送りによる減額であります。

簡易水道事業で施設改良工事費、湯ノ小屋の新源水水管橋改修工事延期によるための減額補正であります。

資本的収入では、上水道事業で工事減による企業債の減額、大穴地区農道整備配水管布設替工事精算による工事負担金の減額、簡易水道事業で湯ノ小屋の新源水水管橋改修工事延期による企業債の減額であります。

次に、**議案第33号、平成18年度自家用有償バス事業特別会計補正予算（第2号）**についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ94万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ924万円とするものであります。

最初に歳出についてであります。バス購入について安く良い中古車が購入できましたので94万円減額するものであります。

歳入につきましては、バス使用料が減少していることに伴い33万2千円を減額し、バス購入に伴う県補助金が確定しましたので、21万2千円を増額します。基金繰入金はバス購入費が減少しましたので、82万円減額するものであります。

議案第34号、平成18年度スキー場事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、暖冬の影響により営業期間が通年の3分の1程度の期間で終了となったことから、歳入歳出それぞれ747万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,412万6千円とするものであります。

歳入では、1目使用料でリフト等の使用料808万6千円を減額し、2目事業収入で、食堂及び売店売上で388万円を減額し、一般会計より450万円を繰入れるものであります。

歳出では、事業費で賃金400万円、報償費20万円、燃料費・材料費等80万円、役員費15万円、除雪委託料30万円、食堂原材料費等170万円、公課費42万9千円をそれぞれ減額し、旅費5千円、使用料及び賃借料7万6千円、スキー場連絡協議会負担金の不足分2万5千円をそれぞれ増額するものであります。

議案第35号、平成18年度温泉事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,962万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,656万2千円とするものであります。

まず、歳出の主なものですが、配管等の大きな修理がなかったことから、修繕料349万4千円の減額、町営第1号源泉掘削工事については、申請手続きが間に合わなかったことから、委託料230万円及び工事請負費1,300万円を減額するものであります。

歳入につきましては、源泉掘削工事が実施できなかったため、基金繰入金1,962万9千円を減額するものであります。

以上10件一括して提案理由を説明をさせていただきました。よろしくご審議の上ご決定下さいますようお願い申し上げます。

- 議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
質疑は簡明に願います。
まず、議案第26号、平成18年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）について、
質疑はありませんか。
7番原澤良輝君。
- 7 番（原澤良輝君） 13款諸収入、諸支出金のところで、サイクルスポーツセンターの損失補
填金3,800万円を一括で返還することになっておりますけれども、その理由をお聞か
せ下さい。
- 議 長（傳田創司君） 財政課長木村一夫君。
（財政課長 木村一夫君登壇）
- 財政課長（木村一夫君） 13款群馬サイクルスポーツセンターの損失補償の関係についてですが、
旧新治はすでに支払っております、月夜野町分と水上町分が残っております。
元金利息を含めまして、3,803万8千円、これは今回補正で財源が出来ましたので
金利の負担もありますので、今回一括してお返ししたいということで計上させて頂きまし
た。
- 議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第26号の質疑を終結いたします。
次に、議案第27号、平成18年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第27号の質疑を終結いたします。
次に、議案第28号、平成18年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第4号）に
ついて、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第28号の質疑を終結いたします。
次に、議案第29号、平成18年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第4号）に
ついて、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第29号の質疑を終結いたします。
次に、議案第30号、平成18年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
について、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第30号の質疑を終結いたします。
次に議案第31号、平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第5号）に
ついて、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第31号の質疑を終結いたします。
次に、議案第32号、平成18年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第3号）につい
て、質疑はありませんか。
1番前田善成君。
- 1 番（前田善成君） 水道事業の会計予定貸借表の未払金1千万円の内訳を教えてください

すけれども。10ページ、流動負債の未払金についてです。

議長(傳田創司君) 上下水道課長青山実君。
(上下水道課長 青山 実君登壇)

上下水道課長(青山 実君) 未払金についてですが、これは年度末にまだ一時支払いが出来ないものがありますので、それを予定して計上しております。

議長(傳田創司君) 1番前田善成君。

1番(前田善成君) それは分かっているので、内訳を教えてくださいという質問だったのですけれども。

議長(傳田創司君) 上下水道課長青山実君。
(上下水道課長 青山 実君登壇)

上下水道課長(青山 実君) 内訳については手元に資料がございませんので後でお答えするのよろしいでしょうか。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第32号の質疑を終結いたします。
次に、議案第33号、平成18年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第33号の質疑を終結いたします。
次に、議案第34号、平成18年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第34号の質疑を終結いたします。
次に、議案第35号、平成18年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第3号)について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第35号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議長(傳田創司君) お諮りいたします。

議案第26号、平成18年度みなかみ町一般会計補正予算(第5号)についてから、議案第35号、平成18年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第3号)については、「委員会議案付託表」のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって議案第26号、平成18年度みなかみ町一般会計補正予算(第5号)についてから、議案第35号、平成18年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第3号)についてまでは、「委員会議案付託表」のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

-
- 日程第21 議案第36号 平成19年度みなかみ町一般会計予算について**
議案第37号 平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
議案第38号 平成19年度みなかみ町老人保健特別会計予算について
議案第39号 平成19年度みなかみ町介護保険特別会計予算について
議案第40号 平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算について
議案第41号 平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について
議案第42号 平成19年度みなかみ町水道事業会計予算について
議案第43号 平成19年度利根沼田広域観光センター特別会計予算について
議案第44号 平成19年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について
議案第45号 平成19年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算について
議案第46号 平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計予算について

議 長（傳田創司君） 日程第21、議案第36号、平成19年度みなかみ町一般会計予算についてから、議案第46号、平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計予算についてまでは、関連する議題でありますので、以上11件を一括議題といたします。
 事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。
 （事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了したところでございますけれども、この際休憩いたします。
 14時25分より再開いたします。よろしくお願いいたします。
 （14時15分 休憩）

（14時29分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議 長（傳田創司君） 議事進行の前に、先程、議案第32号につきまして、前田善成議員からの質疑に対して、上下水道課長より答弁を申し上げます。
 上下水道課長青山実君。

（上下水道課長 青山 実君登壇）

上下水道課長（青山 実君） 水道事業会計補正予算の9ページの未払金についてですが、これにつきましては、工事等で3月下旬工期ですと、3月中に支払えないためと、また電気代、電話代、残業手当、その他3月31日に支払えない部分でございます。

議 長（傳田創司君） それでは先程、議案第36号から議案第46号まで議案の朗読が終了しておりますので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第36号から、議案第46号まで、お許しを頂きましたので一括して

提案理由の説明を申し上げます。

はじめに、みなかみ町の財政状況については既にご案内のとおりでございますが、平成19年度を改革元年として位置づけて、真の行財政改革に取り組み、歳出削減を図るとともに歳入確保に努めてまいりたいと考えております。

平成19年度予算に当たりましては、勸奨退職者制度等により退職される職員、また、職員の期末勤勉手当のカットや団体補助金の削減の上に成り立っている予算編成であることを念頭におき、貴重な予算を有効かつ最大の効果が出るように執行してまいりたいと考えております。

それでは最初に、**議案第36号、平成19年度みなかみ町一般会計予算**についてご説明申し上げます。歳入歳出それぞれ127億8,300万円と決めました。実質対前年度2億6,890万円の減額であります。

歳入の主なものは、町税39億960万2千円、地方譲与税2億2,700万円、地方消費税交付金2億2千万円、自動車取得税交付金1億3千万円、地方交付税42億円、分担金及び負担金3億1,757万円、使用料及び手数料2億3,793万9千円、国庫支出金6億5,715万5千円、県支出金6億2,037万9千円、財産収入1億921万4千円、繰越金1億807万4千円、町債17億3,770万円となっております。

歳出の主なものは、1款議会費1億1,449万4千円、2款総務費16億7,691万2千円で、環境を生かす安全安心のまちづくりに500万円、町章策定費100万円、総合計画策定費650万円、合併振興基金積立金3億円、本庁舎改修及び駐車場整備費5,000万円、上毛高原駅バリアフリー化補助金1千万円などの総務管理費が13億2,217万1千円であります。徴税費が2億3,596万6千円、選挙費6,440万円などとなっております。

3款民生費18億716万8千円は、社会福祉協議会補助金4,800万円、77歳から支給をする敬老祝金が1,562万円、高齢者温泉活用介護予防事業費324万円、老人保健特別会計繰出金が2億3,812万円、乳幼児等の福祉医療費1億8,100万円、障害者福祉費2億5,612万円などの社会福祉費が13億465万2千円となっております。さらに児童手当1億5,453万円、出産祝金1,656万円、学童保育所及び保育園運営費などの児童福祉費が5億246万8千円と災害救助費が4万8千円となっております。4款衛生費11億9,711万2千円は、国保会計繰出金などの保健衛生費が、4億5,781万円、奥利根アメニティパークや火葬場の管理運営の清掃費が6億5,303万3千円、水道費の8,626万9千円は水道事業会計及び簡易水道事業特別会計への繰出金であります。

6款農林水産業費8億2,757万5千円は農業費で、農業委員会費4,122万円、農用地総合整備事業負担金1億1,058万円、猿ヶ京地区他2箇所の田園空間整備事業が2,835万円、畑地帯総合整備事業2,108万円、中山間地総合整備事業5,261万円、入須川地区農道工事の元気な地域づくり交付金事業が5,261万円、有害鳥獣対策費などの林業費で1,868万6千円となっております。

7款商工費3億1,762万6千円は、商工会補助金などの商工費で4,563万円、観光費は、5ヶ国語観光パンフレットの作成と施設整備で6,180万円、第50回藤原湖一週マラソン大会、第30回NHKカヌースラローム大会、みなかみ祭りの観光イベントとして1,568万円などであります。

8款土木費14億6,326万4千円は、ふるさと農道緊急整備事業費の石合～稗田線

道路改良工事1, 501万円、地方道路交付金事業の入須川師田線用地取得及び栗沢～西線無散水消雪工事で1, 657万円、新幹線上の橋梁耐震補強工事で8, 726万円、除雪費で1億5, 039万円、湯原地区の温泉公園及び諏訪峡遊歩道修繕と笹笛橋架け替え工事設計委託料などのまちづくり交付金事業費で3億4, 468万円、下水道特別会計繰出金5億4千万円などとなっております。

9款消防費4億5, 496万7千円は、広域消防負担金3億4, 176万円、非常備消防費では、小型ポンプ購入費で1, 077万円、群馬県衛星系防災無線整備工事負担金として1, 957万円などであります。

10款教育費25億1, 050万8千円となっており、小学校費で新治統合小学校建設事業費7億7, 841万円が主なものであり、その他は小学校や中学校などの教育関連施設の維持運営費となっております。

次に**議案第37号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算**についてご説明申し上げます。国民健康保険特別会計の財政状況は、加入者の高齢化による税収の伸び悩みや医療給付費の増加により、年々厳しい状況となっております。平成18年度においては、繰越金収入が約1億4千万円ありましたが、年度末には3千万円ほど基金からの繰入が必要となる見込みであります。

このような財政状況の中で、平成19年度の予算総額は、前年度当初を3億3, 400万円ほど上回った、25億6, 076万7千円の計上となっております。

歳出では、保険給付費の増加見込と、前年の途中から始まった保険財政共同安定化事業の拠出金が大きな増加となっており、歳入では国保税、保険財政共同安定化事業の交付金収入と基金繰入金が増加となっておりますが、今後の収支の状況をよく見極めながら、8月の国保税本算定時には、税率改正を視野に入れて検討していかなければならないと考えております。

次に**議案第38号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計予算**についてご説明申し上げます。平成19年度の予算総額は、前年度当初を2億円ほど上回った27億9, 552万1千円を計上しております。

まず、歳出であります。近年の決算状況、または本年度の決算見込の推計から、医療給付費2億円の増加見込となっておりますが、これは一人当たりの医療費の増加傾向が、給付費の増大となって表れているものと考えられます。

一方の歳入では、支払基金、国、県、町それぞれの歳出に応じ定められた負担分を計上しております。

また、平成20年度からは老人保健制度に替わり、群馬県後期高齢者医療広域連合が運営する後期高齢者医療制度になり、財政運営を広域連合が担当していくことになっております。

次に、**議案第39号、平成19年度みなかみ町介護保険特別会計予算**について、ご説明申し上げます。はじめに、平成19年度みなかみ町介護保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ16億7千万円と決めました。

次に、歳入歳出の内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入の主なものは、保険料2億4, 960万円、国庫支出金4億3, 945万1千円、支払基金交付金5億103万9千円、県支出金2億372万5千円、財産収入48万円、繰入金2億6, 518万1千円、繰越金1, 051万8千円となっております。

次に、歳出の主なものは、総務費2, 995万8千円、保険給付費16億円、地域支援

事業費2,562万8千円、財政安定化基金拠出金341万円、基金積立金48万円、諸支出金298万円、予備費754万3千円となっております。

介護保険特別会計の総予算額につきましては、前年比5%の増額となっておりますが、介護が必要な被保険者への給付費はもとより、「介護が必要とならないように」介護予防に力点を置いた制度の充実を前年にも増して取り組んでいきたいと考えております。

次に、**議案第40号、平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算**について申し上げます。予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,600万円とするものであり、前年対比125%で主に水道工事費の増加によるものであります。

まず、歳入の主なものを申し上げますと、1款使用料1億4,914万円は、平成18年度決算見込みを基にしたの計上であります。5款国庫支出金1,600万円、6款県支出金232万円は、水道工事に伴う国県補助金であり、7款繰入金4,626万9千円は、一般会計及び基金からの繰入金であります。8款繰越金は、前年度からの繰越金を見込んでおります。10款町債3,860万円は、水道工事費に当てるものであります。

次に、歳出の主なものを申し上げますと、1款1億1,257万5千円は、職員人件費及び維持管理費であり、11節需用費は、光熱水費及び修繕料12節役務費は、水質検査料、13節委託料は、施設管理及びメーター検針委託14節使用料及賃借料は、各水道施設の土地使用料、22節補償補填及賠償金は、東部簡易水道で使用している原水の補填金であります。2款施設費6,108万4千円は、石綿管布設替え及び水源変更工事費であり、3款公債費8,174万1千円は、簡水債元金及び利子の償還金であります。

次に、**議案第41号、平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計予算**について、申し上げます。予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億3,900万円とするものであります。

まず歳入の主なものを申し上げます。2款使用料2億539万1千円は、前年度決算見込を基にしたの計上であります。

3款国庫支出金2,376万8千円、4款県支出金309万9千円は、公共下水道工事及び合併浄化槽設置の補助金であります。6款繰入金5億4千万円は、一般会計からの繰入金であります。9款町債2億6,230万円は、下水道工事及び流域下水道建設負担金等に充てるものであります。

次に歳出の主なものを申し上げます。1款総務費8,500万1千円は、職員人件費及び一般管理費であります。2款下水道事業費3億5,179万6千円は、公共下水道費9,958万2千円、特定環境保全公共下水道費3,715万6千円、流域下水道事業費1億9,773万6千円並びに農業集落排水処理施設費180万1千円、汚水処理施設整備費1,552万1千円であり、3款公債費6億100万3千円は、下水道事業債の元金及び利子の償還金であります。

次に、**議案第42号、平成19年度みなかみ町水道事業会計予算**について申し上げます。

始めに、収益的収支ですが、収入では上水道事業収益2億7,820万円で、主なものは、水道使用料、水道加入金、一般会計補助金であります。

簡易水道事業収益は2,716万1千円で、主なものは、上水道事業収益と同様であります。次に、支出では、1款上水道事業費用2億5,980万3千円で、1項営業費用の主なものは、動力費、メーター器取替え、総係費では職員給料、施設管理及び検針委託料、減価償却費であります。営業外費用の主なものは、企業債利息であります。

簡易水道事業費用2,634万1千円は、営業費用で検針委託料、メーター器取替え等及び減価償却費であります。営業外費用の主なものは企業債利息であります。

次に、資本的収支ですが、収入では、上水道事業収入2,790万7千円で、企業債、工事負担金で穴切地区農道整備負担金、補助金は一般会計補助金であります。

簡易水道事業収入2,129万2千円は、企業債、補助金は一般会計補助金であります。

次に支出では、上水道事業支出1億152万5千円で主なものは、建設改良工事費で、水上地区では、忠霊塔無散水消雪工事に伴う配水管布設工事、小仁田地区配水管布設工事、上の平無散水消雪工事に伴う配水管布設工事、月夜野地区では、後閑上河原地内配水管布設替工事、大額地区配水管延長工事、穴切地区農道整備に伴う配水管布設替え工事等及び企業債償還金であります。

簡易水道事業支出2,758万6千円は、建設改良工事費、湯桧曾配水管布設替工事、大穴うのせ地区漏水管布設替工事、寺間配水池流量計設置工事及び企業債償還金であります。なお、不足する資本的収入額7,991万2千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度損益勘定留保資金で補填するものであります。

議案第43号、平成19年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算について申し上げます。観光センターは昨年同様3店舗が使用している状況であります。施設の老朽化が進み、特に空調施設の傷みがひどく運転に支障が出ないか心配している状況であります。

広域圏整備組合においても今後の管理運営について検討を行っていますが、利根沼田地域の玄関口としての観光センターであるということを念頭におき管理していきたいと考えております。19年度予算は、歳入歳出それぞれ940万円とし、管理運営に必要な経費を計上いたしました。歳入におきましては利根沼田広域圏整備組合の予算も厳しく、運営費補助金について補正予算で対応させて頂きたいとの話があり、本年度は存目といたしました。

この替わりとして、基金繰入金を400万円といたしました。使用料及び財産貸付収入は前年度と同額を見込み、雑収入はテナントの電気使用料等ではありますが、2階部分のプリンスホテルが営業をしていませんので、その分減額をされております。

歳出は、前年度に比較して、153万8千円減額していますが、プリンスホテルが営業していませんので光熱水費が減少するためであります。

議案第44号、平成19年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。本事業は路線バスとして、相俣～法師線間を一日4便運行しており、年々僅かではありますが利用者が減少している状況にあります。19年度予算は歳入歳出それぞれ512万円とし、運行に必要な経費を計上しております。

歳入は、バス使用料を前年対比94%の338万8千円とし、減少分は基金繰入金を32万円増加しております。

歳出では、運転業務委託料264万円、修繕料115万8千円その他、燃料代72万円、消耗品費25万円等が主なものであります。

議案第45号、平成19年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算についてご説明申し上げます。本特別会計の予算総額を、歳入歳出それぞれ2,123万円に定めようとするものであります。赤沢スキー場の営業状況は、そのシーズンの降雪量や降雪時期によって大きく営業が左右されますが、近年のスキー人口の減少により、来場者数においても減少傾向にあります。

まず、歳入であります。1款事業収入ではリフト、貸しスキー等の使用料を985万7千円とし、食堂等の事業売り上げを492万円計上いたしました。また、繰入金につい

ては、基金繰入金194万7千円と一般会計繰入金350万円を計上いたしました。

次に、歳出ですが、1款スキー場事業費2,122万5千円を計上いたしましたが、主に臨時職員の賃金674万7千円、光熱水費及び燃料費等の665万4千円、国有林借上料及び賃借料231万7千円、食堂の原材料費266万8千円であります。

議案第46号、平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。現在、温泉事業の運営は、十分な湯量が確保されており、年間を通して安定した給湯がされております。平成19年度の運営につきましては、源泉保全と温泉の有効活用を目指し、さらに湯量の安定供給と給湯温度の確保を図るため、源泉の改修を最優先に運営してまいりたいと思っております。

予算の概要は、歳入歳出それぞれ5,523万円に定めようとするものであります。

まず、歳入では受湯権利者の徴収強化を図り、使用料収入は2,804万7千円とし、基金繰入金は2,477万7千円といたしました。

次に、歳出の主なものは、1項温泉事業費2目温泉管理費の配湯管改修費430万円、町営第1号源泉の改修費として、設計委託料340万円、工事請負費1,700万円であります。また、23節償還金利子及び割引料は、受湯権利者の返還に伴う返還金として300万円を計上いたしました。

以上、11件を一括して説明させていただきました。

よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

なお、質疑は簡明に願います。

まず、議案第36号、平成19年度みなかみ町一般会計予算について、質疑はありますか。

5番河合生博君。

5番(河合生博君) 平成19年度みなかみ町一般会計予算の13款4項、20款1項の農林水産業使用料、資源リサイクルセンター使用料の608万3千円、それから20款1項の雑入で資源リサイクルセンター事業収入の707万5千円、合計1,378万8千円が計上してありますが、この数字は先程、補正予算でやった予算として、1,891万4千円の予算に対して、1,518万9千円の補正というふうな考えられないくらいの補正をしたわけでございますけれども、この実収入としては、18年度が651万3千円ということでした。

今回の予算が、約2倍の1,300万円からの予算を計上してありますけれども、このようなやり方で行った場合に、また補正予算が出るのではないかなど、このように事業が出来るのかなというのが、第一点目の質問でございます。

それから資源リサイクルセンターが、記憶は定かではありませんが、相当の設置費用がかかっていたかと、そんなふうに思いまして、その設置費用が効率的、有効的な使い方が出来ているのかどうか、その部分、最大でどのくらいのものが出るのか、そして今後も事業計画等がもしありましたら、お教え願いたいと思っております。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町長(鈴木和雄君) お答えいたします。

予算の詳細については、担当課長より説明いたさせますけれども、先程も一般会計補正予算をお願いをいたしましたように、資源リサイクルセンターの運営につきまして、当初予定していたよりも収入が少ないという一つの状況であります。

その原因は、どういうことかと言いますと、先程も少し申し上げましたように、農家経営者、いわゆる畜産農家からの牛糞の搬入が、当初よりも3分の1しか入っていないということが大きな原因になっているわけであります。

この施設につきましては、家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律ができて、言うなれば牛糞等が野積みにも出来なくなり、環境に優しい農業経営をしなければならないということが法律に定められまして、これに伴い資源リサイクルセンターを建設いたしましたわけであります。

旧新治におきましては、畜産振興が図られてきておりましたので、関係者も大分おるわけでございます。そういう中で、関係皆さん方から環境に優しい農業を推進するために、ぜひ資源リサイクルセンターを作って欲しいという要請を受けまして、これに伴って国県の事業等を取り入れて設置をしたという一つの経緯がございます。

この関係については、事業的にはどのくらいかかっているかと言いますと、14年、15年、16年で設置をしまして、4億101万円かかっております。

その内訳を申し上げますと、国庫補助金が2億50万5千円、県の補助金が8,020万1千円、当時村ですが、村の一般財源が430万4千円、起債が9,600万円、これは辺地債であります。

辺地債については、元利償還時に国が80%交付税で面倒を見ますという起債であります。尚かつ、関係者から2千万円の拠出を願って、この事業を行ったという経緯であります。

したがって、畜産農家の皆さん方も、この施設に期待をし、自分たちでも拠出をして、この施設を作り、牛糞を上手く処理をして有機肥料を作り、それを農地に還元しているということで、大変に好評を得てきているところであります。

しかし、これを処理するに当たりましては、1トン当たり1,200円かかるものですから、やはり農家の方も負担が大分かかるので、搬入を控えたというのが一つの実際の姿ではないかなというふうに思うわけです。

したがって、自家処理をして、施設に牛糞を入れなかったということが、このような一つの収支のアンバランスをつくってきているわけであります。

今までの事業の経過からしますと、やはり村営として、この施設を作り、畜産農家のためにこの事業を現在運営しているわけでありますから、やはり関係者もその辺を良く理解されて、まずは施設が上手く回るように、やはり牛糞の搬入をしてもらわないと、これはやはり将来、大きな問題になってきてしまうのではないかと心配しているわけでありまして、所長を置いて、この事業を現在、進めておりますので、関係者とも十分協議をしながら、当初、予定した牛糞の量が、この施設に入るように、それをまず確保する中で、自家処理が出来るものについては、自家処理をするというような方向で、この事業に取り組んでもらうように、これからいろいろと協議をしてまいりたいと、このように考えております。

補正等でも申し上げましたように、この収支改善をしっかりとしていきますと、この事業の継続は出来ませんので、その辺を良くお話をしながら、この事業に取り組んでいきたいというふうに考えております。詳細は担当課長から説明いたさせます。

議長(傳田創司君) 農政課長阿部行雄君。

(農政課長 阿部行雄君登壇)

農政課長(阿部行雄君) ただ今、町長から、工事費や減額理由等について答弁がありました。

私の方からは、この計画等について若干触れさせていただきます。

まず、資源リサイクルセンターについては、計画数値は酪農家の方が7名おられます。

牛については成牛・育成牛含めて約465頭であります。牛糞については毎日19トン、あとは旅館の生ゴミ等が2トン、戻し堆肥が4トン、オガ粉が5トンということで、日量30トン、これを一次発酵層というものがあまして、そこで25日間をかけて80度の高熱で攪拌処理します。次に二次発酵層で切り返しを行い、65日間かけて発酵させ、3ヶ月で製品ということでございます。

日量12.9トンの製品ということで、年間では4,700トン程になるという計算でございます。良い堆肥だということをおっしゃっていただけますけれども、何が良い堆肥だと言いますと、作物の実が良く生るといって、こういう堆肥が一番良い堆肥だと言われております。

ただ作物によって、すべて成分が変わりますので、個々に対応はしていませんけれども、一応良い堆肥だと言われているのは、悪臭がしないとか、取り扱いがしやすい、それから堆肥中の病原菌である寄生虫の卵や雑草種子が死滅しているものということなのですが、一応70度でこれらは死滅するということですが、80度の高温で発酵させておりますので、これらの問題についてはクリアしているということです。

この堆肥を売り出すには、特殊肥料の認可というのが必要なのですが、昨年5月18日に一応取得しました。成分についてはチッ素・リン酸・カリということで、それぞれの成分、それから作物を育てるのに炭素率(C/N比)が必要なのですが、この炭素率は30という数値が基準数値なのですが、数値が低くても、高くてもダメということで、一応、資源リサイクルセンターの堆肥については約20という数値で作物にとっては非常に良いということで、当時許可を取るときは一応、県の農政事務所の方からもそういう評価を頂いているということです。

先程も申し上げましたように、昨年から今年の冬は雪が少なかった関係で、農家の人が畑に還元してしまったということで、通常の冬ですと雪の上に堆肥を撒くということは出来ないのですが、雪が降らなかったため、田畑、採草放牧地の方に散布してしまったというようなことであります。

そのようなことが大きな原因となり、30%程落ち込んでしまったということです。

これら課題ということで、先程言われました計画どおりの処理をするために、生産農家の方々と協議をしまして、多分、処理量の問題が大きなネックになっているのかと思いますので、再度協議をしまして、計画どおりの量の牛糞を入れていただけるようにいたします。

また、大手旅館等にも交渉を重ねまして、食品残さを定量に入れられるような方向にしていきたい、そうすることでアメニティの方も処理負担が軽減されるのではないかと考えますので、双方の利点が出るのではないかと思います。

農政の方の、今回19年度については一つ重要課題ということで、資源リサイクルセンターの件についてはしっかりと農政として取り組んでいきたいと思っております。

先程も言われましたように、今年度については前年度との予算の比較ということですが、前年度の数字についてはマックスで見えてしまいましたので、一応8割程度を目標として、設定させて頂いたということです。

少し金額が違いますのは、18年度については堆肥の販売量、牛糞の処理量も一緒に、同じ款項目に入れてしまったということでもあります。

そのようなことではありますが、よろしく願いいたします。

議 長（傳田創司君） 5番河合生博君。

5 番（河合生博君） 今、町長と課長から、ご説明頂いたのですが、結果的に30%の事業量に対して、30%の搬入しかなかったというのは、天気のせいだけなのか、その部分をもう一度お聞きしたい、天気のせいだけなのであれば、それはそれで仕方がないのですが、他に原因がなかったのかというふうに思いますがいかがでしょうか。

議 長（傳田創司君） 農政課長阿部行雄君。

（農政課長 阿部行雄君登壇）

農政課長（阿部行雄君） 天気のせいもあるのですが、多分、酪農家に取りましては前回少し牛乳の関係で乳価が安くなったということで、経費を少なくしたいというのが大きな原因かと思っております。

町長の答弁にもありましたように、1トン当たり1,200円という金額がネックになったのかと思っております。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 乳価の関係もあるかもしれませんが、やはり400頭以上のホルスタインがいるわけですから、当然、牛糞は毎日出るわけです。これを適正に処理しないと先程申し上げました法律にも違反をするわけでありまして、これに違反をしますと畜産経営が出来ないということになるわけでありまして、そういう点も良く理解をしてもらって協議をしていかなければならないと思っております。

天候の問題も確かにあったでしょうし、やはり施設使用料に対して、それを出来るだけ抑えようということで、自分の耕地を活用して自家処理をしたというのが、一つの大きな原因だと思っておりますけれども、しかし、県としては、自家処理する量等から判断した場合に違反までは行っていないということですが、やはりあまりにも多く牛糞を農地に入れてしまえば、当然、農地の活用等も出来なくなるわけでありまして、そういうところを自家処理について、施設使用料を安くするという考え方に立つのは分かりますけれども、それをしてしまいますと、自分の農地の活用も上手くいかないし、自分たちの施設である資源リサイクルセンターも上手く回らないわけでありまして、そういうところは、ひざ詰めで話し合いをしてですね、これが上手く行くように、さらに協議をしていきたいというふうに思っております。

確かに出来上がった肥料は、立派な肥料が出来ますので、本当にこれはもったいないですよ。だから、そういう立派な施設があるわけですから、施設を使い、きちんとした処理をして、それを有機肥料として、堂々と販売できるようにしていきたいと、このように思っております。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 10款教育費、給食センターの関係ですが、月夜野と水上の給食センターが民間に委託になるという説明を受けているのですが、新治地区は民間委託されているということですが、去年と今年を単純に比べてみますと、今年の方が多く感じられるのですが、その辺のところは実際、どうなのか教えて頂きたいと思っております。

議 長（傳田創司君） 学校教育課長小泉行夫君。

（学校教育課長 小泉行夫君登壇）

学校教育課長（小泉行夫君） 給食センター調理部門委託の関係ですが、現在当初予算案ということで、お示ししてあります数値と比較していただいているわけですが、現在の人件費

が含まれております。その関係で若干前年に比べますと高くなっております。

今後、人件費については、人事異動も考えて削減をするという話も聞いております。

定年退職等、勸奨制度の退職者が30数名いるというような情報もあります。そんな中で、そういった所に給食センターの職員が配置になるということも考えられますので、今後、人事異動を見ますと、給食センターの人件費が減額になると、調理業務の方がマイナスになるという予定でいます。以上です。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第36号の質疑を終結いたします。
次に、議案第37号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第37号の質疑を終結いたします。
次に、議案第38号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計予算について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第38号の質疑を終結いたします。
次に、議案第39号、平成19年度みなかみ町介護保険特別会計予算について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第39号の質疑を終結いたします。
次に、議案第40号、平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算について、質疑はありませんか。
9番島崎栄一君。

9 番(島崎栄一君) 予算の11ページ、施設事業費6,108万円ですか、このところで15番東部簡水水源変更工事費というのが入ってます。これは多分、5千万円ぐらいじゃないかと思ってるんですけども、東部水道に関しては、水が足りないということではなくて、水は足りてる。しかし、浄水場がですね、古くなっていて、それで台風が来たりとか、水が濁ったときに処理しきれずに、ちょっと砂のようなものが水道に入っているという問題で、その水源変更ということで出てきたんだと思いますけども、水の量はですね、現在でも足りてるわけですから、浄水場がですね、もう40年ぐらいですか、経って古くなっているということでしたら、その浄水場をきちんと直してですね、今後も問題がないようにすれば済むことであって、わざわざ水源変更の工事をですね、する必要はないんじゃないかなと、5千万かけて。

例えば、水源変更ということで地下水を掘ってみてもですね、水道に使う部分の量が足らなければ、今までのですね、この水源を利用しなければならないわけで、その時にやはり濁った時に浄水場を直してなければ、結局は同じことになってしまいます。

ですから、わざわざ5千万円ですね、水道水源の変更の工事をかけるよりは古くなったものを、もう直さなくちゃならないものだから、その浄水場を直すというふうにした方が無駄な投資にならないんじゃないかなと思うんですけどもどうでしょうか。

議 長(傳田創司君) 上下水道課長青山 実君。
(上下水道課長 青山 実君登壇)

上下水道課長（青山 実君） 東部水道水源の井戸掘削につきましては、新治の方から島崎議員さん、それから株式会社三京の関社長さんから要望書が出てきております。

今、お話がありましたように、議会全員協議会でも説明いたしましたが、一番の要因はやはり台風や大雨の時に濁りが出てしまい、それが今の施設では除去できないという状況であり、また、動物の糞等に含まれている可能性のあるクリプトスポリジウムと言いますけれども、これの除去を行うのに非常に膨大な設備費がかかります。

やはりそれを考えますと、井戸を掘らせて頂くのが良いのではないかという考えで、井戸掘削を進めているわけでございます。よろしくお願いたします。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） その三京の人はですね、水の専門家ということで、そういう濁りを除去するですね、装置等なんかは数千万円ぐらいで出来るということで、こっちの井戸を掘るよりも安いんじゃないかというふうに言ってます。

それから、私が言いたいのは、井戸を掘ってですね、そこから出てきた水の量で、例えば、水道を全部賄えれば、変更ということになるのかもしれませんが、掘ってみてですね、出る量によっては、足りなくなってしまうと、結局、今までの水源を使うわけですから、結局は浄水場の改善、直しをしなくちゃならないわけで、そうしたら結局は、二重投資になってしまうわけですね。ですから、そういうまどろっこしいことはしないで、もう古くなって問題あるんだから、それを直すという方が無駄な投資をせずに済むんじゃないかと。

例えばですね、うららの郷でこの掘ったじゃないですか、井戸。あれについては水質調査をして、ヒ素の量が、自然のヒ素が多くて、飲料には適さないというふうになったわけですよ。結局、今回、掘ってみてですね、出てきた水が、もし飲料に適さないというふうになれば、結局は無駄になってしまう。ですから古いのは直すというふうな素直な投資に変えた方がいいんじゃないかと思うんですけども。

議 長（傳田創司君） 上下水道課長青山 実君。

（上下水道課長 青山 実君登壇）

上下水道課長（青山 実君） 第一点目ですけれども、量につきましては農政課の方でも調査をして頂き、上下水道課の方でも細かい調査をいたしますけれども、量的には十分ではないかと考えております。

また、古い施設を直した方が安いのではないかということですが、先程のクリフトの問題については、「膜ろ過」と言いますけれども、その設備には何億というお金が掛かります。ですから井戸を掘らせて頂いた方が安いと考えております。

9 番（島崎栄一君） そのもしヒ素が入っていたら・・・。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） まず、うららの郷に水道を掘ったというのですか。

9 番（島崎栄一君） 温泉です。

町 長（鈴木和雄君） 温泉と水道は、違いますよね。

9 番（島崎栄一君） 温泉で、出てきた水質調査をしたら飲料には適さないという結果が出たでしょ。

町 長（鈴木和雄君） それは温泉でしょう。

9 番（島崎栄一君） そうです、地下水ですよ。

町 長（鈴木和雄君） だから、地下水と温泉は違いますよね。

9 番 (島崎栄一君) 出てきた水が、どういうものが出るかわかんないでしょ。

町 長 (鈴木和雄君) だから、それは掘ってみなければもちろん分からないですよ。

9 番 (島崎栄一君) 掘ってみなくちゃ分からないでしょ。

町 長 (鈴木和雄君) だから、既に新治村当時に、あの地域には水のボーリングを行っています。ボーリングを行った経緯は、島崎議員もご案内のとおり、企業局において、相俣ダムの水を師田発電所に持っていきましたね。その時にあの一帯を、要するに隧道で今行っているわけですけども、その時の調査時の情報というものがあまして、その時に大変に水が出たという一つの情報を頂いております。

それを基にしまして、新治の時代に、そこをボーリングしたという経緯があります。

それは、あまり口径が大きくありませんけれども、あるということについては、それは確認しております。

しかし、これから水道として活用する場合等については口径の大きいものにしなければなりませんので、それはこれから再度調査をしますけれども、ある程度、そういう情報を基に試掘的なことをしながら今日に至っております。

水等の利用については、出なかったどうするのかと言われますが、それはそういうこともあるかもしれませんが、一応はそういう経過を踏まえる中で何とかあるだろうということで今回も挑戦しようということでもあります。

しかしですね、やってみても出なかった場合は、その時はまた違った方法で、今の水源を基に水道事業をどのようにしていこうかということを考えることも大事であろうし、または他の水源を求めてやろうとすることも大事であろうし、やはりその時々によって、最大の方法、一番良い方法を選んでやはりやっていくというのは当然であります。

今、我々が考えられるのは、この線が一番良いだろうということで、今回予算編成をした次第であります。水源の地域ですけども、ご案内のとおり、早々水のある地域ではありません。新治のみならず、水上・月夜野地区、この3地区に上手く水が供給できるように我々としても考えなくてはならないし、今ある水源をどのように活用すれば、農業にあっても、水道事業にあっても、下水道事業にあっても、水を上手く使えるか、そういうことを念頭におきながら、これからやっていきたいという考えであります。

議 長 (傳田創司君) 9番島崎栄一君。

9 番 (島崎栄一君) その相俣ダムの隧道ということで、師田の方に向けてですね、隧道を掘った時に、大量に地下水が出てですね、隧道の方に流れたということです。

その結果ですね、それまで布施宿では地下水がたくさん出ていて、生活用水、水田等、生活にいろいろ使われていたわけですけども、その湧き水が出なくなりましたと。

県の事業でダムを造って、その結果によって生活農業水が出なくなったから、これは県の責任だろうということで、県の費用でですね、布施宿に水道がですね、引かれました。

その後ですね、この隧道が全部完成したらですね、その出なかった湧き水が、また出るようになったということで、ある意味、水道引いてもらった分だけ得したんかもしれませんけども、今後ですね、今度は水道に使うということで大量にですね、水を汲み上げた場合に、やはり布施宿で使っている地下水が涸れてしまう、湧き水が涸れてしまうっていう心配があります。そういう心配があるからこそですね、今現在、水の量は足りてるわけですから、その水質の改善に数千万円で済むという情報もあるわけですから、そちらの方向でやってもらえばなと思って、質疑にしたわけです。

議 長 (傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第40号の質疑を終結いたします。
次に議案第41号、平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第41号の質疑を終結いたします。
次に、議案第42号、平成19年度みなかみ町水道事業会計予算について、質疑はありませんか。

1 番前田善成君。

1 番(前田善成君) 14ページなのですが、先程質問した未払金と同じ金額が載っているのですが、その内訳の説明の中に残業代という話があったのですが、残業代を予算化して消却、使わなくてはいけないという話になってきますと、おかしな話だと思うのですが、残業代自体は基本的に労働したときに発生するものであって、見込みで上げる金額ではないと思うのですけれども。また、流動資産の未収入金についてですが、前年度に比べ1千万円多くなっていますが、未収入金自体は資産ですから、プラスの計算の仕方になるのですけれども、基本的には収入が1千万円減るとい形ですから、感覚的にはマイナスになってしまうのですけれども、その辺のところを多めに上げてくるということについて、どうしてそういうふうにしているのか、ご説明願います。

議 長(傳田創司君) 上下水道課長青山 実君。

(上下水道課長 青山 実君登壇)

上下水道課長(青山 実君) 第一点目の残業代については、今、役場のやり方として、月末で集計いたします。そういたしますと、企業会計は出納閉鎖期間がございませんので、3月31日で締め切りということになり、それは未払いという扱いになります。

滞納の内、少し未収金が増えるということではありますが、これは水上地区が20円値上がりしますので、少し滞納が増えるのではないかとという予想で増額になっております。

議 長(傳田創司君) 1番前田善成君。

1 番(前田善成君) 残業代の方については、3月31日までということでは分かったのですが、未収入金については、料金が上がるから未収の金額が多くなるということではなく、1千万円増やすことによって、実際にはマイナスに出る数字がプラスに出てしまうということ、1千万円という実際にはお金が無いのに1千万円有りますよという形で運営していくことになっていきますので、期末で借り入れる金額が多くなってしまふから、それについて予算の段階で多く見るのはおかしいのではないですかという質問をしたのですが。

試算勘定でプラスとマイナスの勘定をするわけですから、1千万円が例えばお金をもらえないと感覚的には。

議 長(傳田創司君) 上下水道課長青山 実君。

(上下水道課長 青山 実君登壇)

上下水道課長(青山 実君) 資料を持ち合わせておりませんので、後日ご報告いたします。

議 長(傳田創司君) 前田善成君の質問に対しましては後日お答えするということでご了解願いたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第42号の質疑を終結いたします。
次に、議案第43号、平成19年度利根沼田広域観光センター特別会計予算について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第43号の質疑を終結いたします。
次に、議案第44号、平成19年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第44号の質疑を終結いたします。
次に、議案第45号、平成19年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第45号の質疑を終結いたします。
次に、議案第46号、平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第46号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議長(傳田創司君) お諮りいたします。

議案第36号、平成19年度みなかみ町一般会計予算についてから、議案第46号、平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計予算については、「委員会議案付託表」のとおり、所管の委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって議案第36号、平成19年度みなかみ町一般会計予算についてから、議案第46号、平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計予算については、「委員会議案付託表」のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長(傳田創司君) 以上で、本日の議事日程第1号に付された案件はすべて終了いたしました。

散会

議長(傳田創司君) 明日は、午前10時より一般質問を行います。
本日は、これにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

(15時32分 散会)